婦選

昭和四年二月號　第三巻第二號

婦人公民權獲得號

主張

公民權案の成行

第五十六議會に於て婦人公民權案は遂に議會の中心問題となるに到つた。即ち政府は時期尚早の下にこれを地方制度改正案中に加へなかつたにも不拘、各派議員の手で提出せられた公民權附與の法律案は三でありその賛成總數は實に二七〇名に上り全く議會の勢力の過半を優に抑へ得た。爲に政府は周章してこれが、切り抜け案を講じ、或は政友有志に案の撤回を迫り、或は參與官の椅子を以てこれが軟化を誘ひ、貴族院に對しても萬一衆議院通過の曉にはこれが握り潰しを今より策動し、反てその非立憲的態度に否難の聲を聞くなどの醜態を演じつゝある。

內務當局の公民權附與反對の理由は、一に時期尚早にあり、しかもこれは主として望月內相の意見と聞く。即ち內相は屢々口を開いて曰く『一部婦選運動者の熱心は認むるもこれを以て一般婦人大衆の輿論なりと認むるを得ず』と內相のこの言世に傳はるや、輿論きゆう然として集り婦人の聲勇ましく各方面に擧り來つた。

某紙はこれに就て曰く『日本婦人は古來謙遜の美德を以て求むる所をいはざる習慣あり。公民權問題にも當局はこの點を考慮すべきなり。』と蓋し穿ち得たる言であらう。

今や婦人の輿論を裏書するものに閣僚夫人の蹶起を數ふる。わが世天下を壽ぐ諸夫人の中にも天下の形勢に心を動かす人々の在る事こそ、即ちこれ婦人大衆の要求の熟せるを示す一例であらう。

況してや全國各地の婦人の聲は、今や明確なる形をとつて陸續內相の下に集りつゝある。全關西二十萬の請願署名、共同委員會五千の街頭署名、たゞ僅かにその一例のみ。

內相は夙に人情大臣の稱あり人情の機微を察知するに敏なる人と聞く。氏が徒らに面目問題に煩はされる事なく正直に胸を開き耳を傾けて、事實を見輿論を聞くを得べくんば幸ひ、もし遂に煩はされ盡して、與黨有志を退け輿論を無視する事在らば、政友會は明らかに婦人大衆を敵として所有せざるを得ざる情勢に立ち至るであらう。

今や婦人公民權附與に關してはその理論の時代は去つた。我等は尙早論に對して說伏の辭を費す事をさけ、事實を以て、これに代へんとするものである。

內相よ、三省して正しきに就かれよ。

市會選擧と東京婦人市民

東京市の人口は約二百萬と數へられる。內の約百萬は婦人である。

東京市會選擧は月餘の後に迫つた。この選擧は二百萬市民中の卅七萬男子有權者によつて行はれる。未成年者はまづ俟くとしても卅七萬の成年女性の意志はそれが如何に市會選擧に正しき要求を有するとしても、直接に表明せらるゝ事はない。即ち婦人は未だ公民權を有しないからである。

さて、この度の選擧に對して我等東京市民女性はこれを卅七萬男子に委ねて晏如たり得るであらうか。否、我等はこの市會選擧が腐敗し盡したる前市會の解散によつて招來せられたるものなるを考ふる時、權利なきの故を以て、靜かに選擧の渦中より遠き境に安んじるを得ないものがある。

東京市民女性は今や卒直に有權者たる男子に對つて、その求むる所を明かにすべきである。我等は如何なる市議を要求するかと——

東京市を住みよくするためには如何なるものが必要であり如何なるものが不必要であるかについて、今日東京市民女性はこれを知り得てゐる筈である。われ等は勇敢に、如何なる市議を排除すべきか、如何なる選擧を行はしめねばならないかに就て明示すべきである。

玆に婦選獲得同盟は已に堂々の陣を張つた。東京聯合婦人會又帝都を思ふ母心から、總會に緊急決議を以て對選擧の態度を聲明し、公正の士の選出に努力すると決した。

婦選獲得共同委員會も近く具體策を議せんとし各無產婦人團體は已に支持する各無產黨の候補者應援に準備を急ぎつゝある。

起つべきは已に起つたのである起て、女性市民よ權利なきもその義務は從順に、しかも十二分に負ひかつ果し來つた婦人市民よ、起つて勇敢にこの戰ひに參加せよ。

婦人はかく求めつゝあり——たゞその聲のみが、我等女性にその最小限度の權利なる公民權の實施を齎らす唯一の力である事を、同志よ、記憶して悔なき戰を鬪はうではないか。

婦選二月號主要目次

◉主張—公民權案の成行、市會選擧と東京婦人市民……
◉婦人公民權案今議會の中心問題となる……
民政黨有志提出の婦人公民權案
政友會有志提出の婦人公民權案
新黨クラブ明政會有志提出の公民權案
◉婦選請願デー……
◉婦人公民權に關する諸新聞の論說……
婦人每日、東京日日、東京朝日、報知、中外商業、都、萬朝報、國民
◉市會選擧に對する同盟の活動……
◉東京市會選擧彙報……
◉市會淨化運動と櫻蔭會……竹內茂代
◉新市議は誰を……
與謝野晶子、帆足みゆき　田中芳子　守屋東　生田花世　久布白落實　神近市子　三輪田繁子　千本木道　山田わか　小崎千代子　深尾須磨子　奥むめお　河崎なつ　岡本かの子　藤田たき
◉市政と婦選……久布白落實
◉今議會と二十五才禁酒法……守屋東
◉長篇小說—或る母……乾まどか
◉海外婦選ニュース　こだま　婦選ぶし　餘錄……

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

婦人公民權案今議會の中心問題となる

民、政、新三派より各提出 政府與黨間に問題紛糾

◇參政權案の提出

第五十六議會に於ける婦選諸案は前號所載の如く、まづ十二月廿七日參政權に關する改正法律案が、民政黨内有志の手によつて提出された。

共顔ぶれは

提出者　坂東幸太郎、加藤鯛一、深水淸、原夫次郎の四氏で、杉浦武雄氏以下四十名の賛成者中には、神田正雄、鵜澤宇八、高木正年、增田義一諸氏の年輩者と共に、戸田由美比佐昌平、土屋淸三郎、内ヶ崎作三郎、永井柳太郎氏民政黨の中堅少壯派轡を並べて居る。因にこの案が今議會に於ける議員提出案の劈頭である。

◇結社權案の提出

婦人結社に關する改正法律案之亦同廿七日、同じく民政派有志によつて、參政權案に續いて提出された此方の提出者は、杉浦武雄、深水淸、加藤鯛一、中島彌團次、戸田由美、小林小左衛門の六氏で、神田正雄氏以下三十名の賛成者が署名して居る。

以上二案は、前回即ち五十五特別議會に提出の民政派有志の案に於ける賛成者と數及顔ぶれに於て大同小異であるが案の提出を速かならしむる爲に、敢て多數を得るに努めず、規定數を以て足れりとしたもので、黨内の空氣は著しく賛成に傾けるものゝ如くに見られる。

◇婦人公民權案各派より提出

婦人公民權については、昨年六月政友會これを政策として取上げる事を聲明し政務調査會はこれが審議を重ねてこれを可決し、一方政府部内の行政審議會亦半歳に亘つてこれを審議した末大體に於て今議會に政府提出の地方制度改正案中に含む豫定と傳へられて來た。故に、政友會内の有志は、舊冬二十七日、民政派有志が上述の婦選二案と共に公民權案をも提出せんとした際に、事政府案提出の機微に關すとして政友の星島二郎氏より民政の加藤鯛一氏に接衝の結果、加藤氏潔くゆづつて、民政系の提出を議會再開迄控えたる事は、前號所載の如くである。

そこで政友有志は休會中に百方奔走、無事に政府案としての提出をみるべく努力する、所あつたにも不拘一月五日、東京日々他數紙上には、「婦人公民權附與は趣旨に於て何等の妨げなきも眞の婦人大衆の要求を前提要件とするから、現時の如く一部に機績せる運動が本當の輿論とならない限りは尙時期尙早と見る他はない」と內務首腦部の意向一致し議會で質問が出れば、望月內相自ら時期尙早と答へると決定したと傳へた然もこれは內務首腦部といふより、寧ろ內相個人の意見が主力をなすやに觀測せらるゝ事實も認められ來つたので、婦選運動の火の手は猛然と上り、二十一日議會再開さるゝや、まづ民政派有志は二十四日に加藤鯛一氏以下八名の提出者により九十五名の賛成者を連ねて公民權案を單獨にて提出、新黨、明政會、一新會、無所屬の小黨合流して鶴見祐輔、城山武夫氏等廿餘名の賛成を得て又一案を提出、更に廿五日には政府手ぬるしと政友有志の手よりも同日井上孝哉氏以下五名の手で一四〇名の多數を賛成者として提出されたので、玆に政府の尙早と見なす婦人公民權は議會に於て絶對多數を制すべき二百七十名といふ空前の賛成者を獲ると共に與黨の過半數をも制し得たのである。

玆に於てか政府は周章狼狽し、與黨幹部を動かして、與黨有志の諒解運動に苦心すると共に一方衆議院に於ては假へ通過するとも、貴族院では握り潰さるべく、裏面運動を行ふに到つたので輿論は遂に沸騰し、有志の態度は硬化する一方であると共に、貴院に於ても政府の態度を非立憲なりとする非難の聲高まりつゝある。これが爲、政府は遂に望月內相面目論を以てする有志の法律案撤回運動又は政府案へ修正案附加にも失敗し、今は與黨との歩みよりに腐心しつゝあり、與黨總務會、政務調査會には、連日本問題につき協議を凝しつゝある狀態にて、一方關係夫人の間にも婦選の運動に進んで理解を示す向も出で來り此所望月內相を殺すか、與黨の顏をつぶすかに、政府と與黨幹部は板ばさみの體たらくである。

「婦人公民權を含まざる地方制度改正案は今や巳に日程に上り一兩日中に上程の曉には、この問題についての質問にも行はるべく議員提出の公民權案上程の上は何れ同上委員會に附託されるであらうから運動は、從つて委員會及貴族院方面に巳に進展しつゝある。

望月氏の時期尙早論は、反て各方面の輿論惹起に力を致す結果となり、內務當局の求むる婦人の輿論は今や日々明確に示されつゝある。（一月三十一日記）

民政黨有志提出の婦人公民權案

町村制中改正法律案

右成規ニ據リ提出候也

昭和四年一月二十四日

提出者　加藤鯛一　坂東幸太郎　末松偕一郎　佐藤正　杉浦武雄　高木正年　山道襄一　深水淸

賛成者

武富濟　神田正雄　木村秀興　戸田由美　比佐昌平　八木逸郎　奧山龜藏　頼母木桂吉　作田高太郎　松村謙三　小久江美代吉　栗山博　淺川浩　安倍邦太郎　海野數馬　森峰一　紫安新九郎　高木益太郎　石塚三郎

山邊常重　櫻內辰郎　淸水留三郎　西脇晉　土屋淸三郎　永井柳太郎　小野重行　牧山耕藏　重松重治　寺島權藏　原脩次郎　林平馬　山田毅一　中村啓次郎　川崎安之助　横山勝太郎　藤田若水　高田幸次郎　三宅磐

栗原彥三郎　斯波貞吉　戸井嘉作　田中養達　增田義一　西村丹治郎　飯塚春太郎　桝谷寅吉　森保祐昌　松井文太郎　菅村太事　松田竹千代　一宮房治郎　本田英作　鈴木富士彌　森田茂　村上國吉　高橋元四郎　岡本實太郎

井上剛一　鵜澤宇八　岡崎久次郎　內ヶ崎作三郎　武內作平　菅原英伍　井本常作　本田恒之　吉田磯吉　野中徹也　神部爲藏　廣瀨德藏　櫻井兵五郎　福田五郎　小坂順造　伊禮肇　松尾四郎　則元由庸　佐竹庄七

齋藤太兵衛　池田敬八　山田道兄　小西和　原夫次郎　工藤鐵男　野田文一郎　山本厚三　櫻內幸雄　岸衞　佐藤啓　山田又司　佐藤與一　片岡直溫　定塚門次郎　鈴木憲太郎　田中萬逸　中島彌團次

町村制中左ノ通改正ス

第七條第一項中「帝國臣民」ノ下「タル」及「ノ男子」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

町村制中改正法律案理由書

今ヤ地方制度ヲ改正シテ公民權ノ範圍ヲ擴張シ所謂普通選擧制ヲ採用シ既ニ各地ニ於テ其ノ議員ノ選擧ヲ執行セリ之ニ由ルニ從來普通選擧反對論者ノ危惧シタル新有權者ノ態度ハ實ニ公平眞摯ヲ極メ頗ル好成績ヲ收ムルコトヲ得タリ此ノ實績ニ鑑ミ更ニ公民權ノ範圍ヲ女子ニ及ホシ彼等ヲシテ地方自治制ノ上ニ其ノ意思ヲ徹底セシムルコトハ地方政治ノ改善進步ヲ計ル爲ニ頗ル効果アルヘキコトハ最早爭フヘカラサルモノナリト信ス況ヤ候補者公認ノ規定ヲ設ケ投票ノ範圍カ其ノ以內ニ局限セラレタルニ於テハ女子ハ無理解理ニ不適任者ヲ選擧スヘシトノ杞憂ハ根柢ヨリ除去セラレタルニ於テオヤ歐米ノ先進諸國夙ニ女子ニ參政權ヲ付與シ以テ男女共存共榮ノ原理ヲ如實ニ示シ盛ニ經綸ヲ行ヒ文化ノ向上人類ノ幸福ニ寄與スルモノ極メテ多キニ拘ラス世界三大强國ノ一タル我カ國獨リ女子ヲ時潮ノ外ニ委棄スルハ決シテ邦家經營ノ宜シキニ適ヒタルモノニ非ス故ニ速ニ之ニ公民權ヲ付與シテ彼等ノ人格ヲ以テ自治制改善發達ヲ促シ昭和新政ノ實ヲ擧ケムコトヲ期ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

政友會有志提出の婦人公民權案

町村制中改正法律案

右成規ニ據リ提出候也

昭和四年一月二十五日

提出者　井上孝哉　西岡竹次郎　駒井甚三　今井健彥　星島二郎

賛成者

吉津度　加藤知正　佐々木長治　石坂豊一　庄晋太郎

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

街頭に署名を求む
婦選請願デー
廿七日共同委員會主催で　卅一日議會に提出

婦選獲得共同委員會は、第五十六議會に對する運動の一として豫て定めたる婦選請願デーを、一月廿七日（日）擧行した。當日は午前十時より午後三時まで、市內十八ケ所に署名個所を設け各團體これを分擔して、『婦選なくして眞の普選なし』の三色のビラをまき、街頭通行者の婦選三案に對する贊成署名を集めた。その持場は

社民　芝園橋　品川　新橋
無產　九段下　小川町　柳島
（全國と合同）上野公園　淺草公園　錦糸堀
參政　駒込終點　春日町　本郷三丁目
婦選　新宿追分　鹽町　四谷見付
參政權　神樂坂　早稻田　澁谷

で、社民の赤松氏は品川を固め、四谷見付は婦選の市川、鹽原、金子、神樂坂には日本參政の久布白、築山春日町は參政同盟の高橋、高木、九段下は無產の衆樹同菊川は錦糸堀等それ〳〵陣を敷き天晴婦選の共同戰線を街頭に進めた。この日折柄の好晴に、寒中とはいへ人足も多く各所共豫期以上の好成績を收め、總計四三二九名の署名を獲て、無事この催を終つた。收穫の內譯は次の如く

日本婦人參政權協會　七五三
婦人參政同盟　一〇二五
婦選獲得同盟　一〇九四
社會民衆婦人同盟　六三四
無產婦人同盟　八二三

二十九日午後二時より、麹町の婦選獲得同盟內共同委員會事務所に於て各團體の當日參加者集合請願の整理の傍、當日の感想などを交換したが、これを總括すれば、モガ、モボは駄目、女の署名が激增した、男でも無茶な反對演說などするものがなくなつた、勞働者學生は一番理解が早いなどが代表的なもので、婦選運動の猛者先輩連も數年前に比して大衆の理解の進んだ事に一同驚いてゐた。

猶この請願書は卅一日衆議院に共同委員會の提出になる婦選三案の請願に參考添附して提出する事となり日本參政（築山）參政同盟（藤原）婦選（市川）社民（赤松）無產（菊川）の各代表これを持參して、參政權は無產派議員水谷、龜井、淺原、河上の四氏結社權は民政の杉浦氏公民權は政友の星島の諸氏を紹介議員として無事提出したが恰も公民權問題で政府と與黨の間に紛糾せる時なので、大に示威運動となつた。

この日代表等は元田衆議院議長に會見を求めたが、病を推しての出勤なるを以て、淸瀨副議長を以てかはらしめたが、淸瀨氏は、婦選に贊成の旨を述べて一同を激勵した。

尚共同委員會請願の內容は何れも二十歲以上の女子に與ふべしとするもので共同委員會申合の原則によるもの

又共同委員會は二月五日夜の定例委員會に於て市會選擧對策を決定する筈。

（寫眞は四谷見附を固めた鹽原、金子市川の諸氏—右から）

川島正次郎　中川原貞德　多田勇雄　龜割安藏　竹內鳳吉　鈴木嚴　矢野力治　森蘊昶　生田和平　永田良吉　三井德寶　田中亮一　靑木雷三郎　山口忠五郎　宮川一貫　中谷貞顯　嶋居哲　簹本太吉　田子一民　成淸保愛　中島守利　山本粂太郎　林路一　中山貞雄　矢野晉也　森田政義　樋口秀雄

武藤七郎　磯部濟吉　須之內品吉　山本愼平　木本主一郎　磯野庸幸　立川太郎　松岡俊三　英蔟彥　宮脇長吉　隈枝拾次郎　佐藤貫　小野寺章　藤井達也　名川侃市　赤尾藤吉郎　久山知之　鈴木吉之助　鈴木安孝　高橋熊次郎　有馬秀雄　吉木陽　若宮貞夫　中村鐵　堀切善兵衞　倉元要一　武藤山治

水久保甚作　中野猛雄　佐竹直太郎　木村淸治　胎中楠右衞門　松村光三　石坂養平　兒玉右二　池內廣正　横山泰造　[illegible]橋金治郎　小山寬藏　岩川與助　木暮武太夫　工藤十三雄　大崎淸作　玉野知義　鈴木隆　熊谷嚴　山下谷次　佐藤安之助　熊谷直太　山崎猛　藤沼庄平　粕谷義三　篠原和市　千葉三郎

上塚司　佐々木久二　出井兵吉　小谷節夫　平賀周　豊田牧　鈴木英雄　金澤安之助　蔭山貞吉　竹下文隆　横堀治三郎　樹谷晉三　鳴海文四郎　牧野賤男　西方利馬　庄司良朗　土井權大　靑木精一　靑山憲三　岡田伊太郎　平出喜三郎　井口延次郎　川口義久　沖島鎌三　西田銳吉　田中善立　河崎助太郎

森正則　岸田正記　大澤貢次郎　鄕谷照一郎　津雲國利　坂本志魯雄　二神駿吉　伊藤仁太郎　水島彥一郎　前田政八　石井次郎　中井一夫　中村亨　西村茂生　齋藤藤四郎　原惣兵衞　高山長幸　岩本武助　加藤鍊五郎　伊坂秀五郎　菅原傳　森本千吉　岡田忠彥　三浦數平　板谷順助　藤原米造　三輪市太郎

町村制中左ノ通改正ス
第七條第一項中「男子」ヲ「者」ニ改ム
附　則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

町村制中改正法律案理由書
時運ノ趨勢ニ鑑ミ地方自治ノ實蹟ニ徴シ女子ニ公民權ヲ付與スル爲町村制中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

◎新黨クラブ、明政會有志提出の公民權案

町村制中改正法律案
右成規ニ據リ提出候也
昭和四年一月二十四日

提出者　崎山武夫　鶴見祐輔

贊成者　藏園三四郎　小野實吉　村淸右衞門　藤原米造　井坂豐光　鶴岡和文　岩切重雄　小山邦太郎　原脩　二見甚鄕　山崎延吉　三好榮次郎　眞鍋勝　長島隆二　椎尾辨匡　寺田市正　瀧正雄　森肇　守屋榮夫　沼田嘉一郎

町村制中左ノ通改正ス
第七條第一項中「帝國臣民」ノ下「タル」及「ノ男子」ヲ削ル

町村制中改正法律案理由書
婦人參政權ノ要求ハ從來一部進歩的婦人ニ依リテ唱ヘラレ來リタルモ近時其ノ聲益高ク今ヤ一般婦人ノ輿論トナリ來レリ婦人カ一個ノ人間トシテ將又一個ノ國民トシテ國家ノ政治ニ參與スルコトノ當然ナルハ今更論ヲ俟タスト雖之カ實施ハ偏ニ婦人ノ政治的自覺如何ニ係ハル所ナルカ普選第一回ノ總選擧以來諸所ニ示サレ來リタル婦人ノ政治的自覺ハ實ニ驚クベキ進歩ヲ示セルモノニシテ今ヤ何早論ノ理由ハ正ニ消滅シタリト謂フモ過言ナラス勿論婦人參政權ノ實施ニモ當然ノ順序アルヘキモノニシテ之ニハ先ツ公民權ヨリ初ムルコトノ妥當ナルハ已ニ認メラレタリ
惟フニ婦人ノ本質ハ齋家育兒ニアリ而シテ婦人カ政治ニ參與スルコトハ此ノ本質ニ悖ルノ所以ニ基ク反對論往往ニ行ハルレトモ婦人ハ政治ニ參與スル場合モ婦人獨自ノ立場ヨリ之ニ加ハラムトスルモノニシテ殊ニ自治制ニ在リテハ婦人ノ司ル家政ノ延長ト看做スヘキ分野鈔カラス從テ寧ロ婦人ノ手ニ委ヌルコト甚タ至當ナル場合多々アリ如上ノ理由ニ依リ婦人ニ公民權ヲ即時賦與スヘキヲ信ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

婦人公民權案、今議會の中心問題となり、各新聞の論説欄、連日賑ふ。以て玆に再録する。

婦選請願デー

—婦人毎日一月廿六日—

明二十七日、婦選獲得共同委員會は、婦選請願デーを行ひ、市内十數ケ所の街頭に立つて通行者の署名を求め、以て大示威運動を行ふといふ。

婦選獲得共同委員會は、議會運動協同の爲に、昨年四月婦選獲得同盟提唱の下に、已成無產を通じて張られたる共同線で、從つて院内運動を主として來たが、昨秋よりは院外運動、及び議會運動以外にも適切なる日常闘爭へ共同戰線を擴大し、近くは東京市會選擧にも働き掛けるやうに傳へられて居る。目下の參加團體は婦選獲得同盟、日本婦人參政權協會、婦人參政同盟、無產婦人同盟、社會民衆婦人同盟、全關西婦人聯合會の六團體である。

請願運動の方法は、わが國の婦選運動に於ては最初より行はれ來つたもので、過去約十年間議員を通じて行ふ法律案の提出の運動と並用せられ來つて居り、第五十四議會の如き全關西の三萬、婦選の二萬といふ多數に達して居る。而して其の都度參考送附、或は採擇となり、全く不採擇に終つた事は最近數年に於てはない。

勿論請願なるものは採擇せられても直に法律改正の効力はないが、選擧權なき婦人にとつて、議會に對して「直接なし得る道」はこの請願以外には全くない。同時に如何なる程度に婦人がこれを求めるか、社會がこれを認めるか、即ち婦選に對する輿論なるものを明示するには、この方法が最も適確なる方法である事は爭はれない。

今五十六議會に對する共同委員會の運動の結果は已に舊冬開院式當日民政黨有志により、參政權、結社權の改正法律案の提出となり問題の公民權案亦、望月内相によつて政府案不提出の悲運に臨みたるを、婦選同盟一派の潜行運動によつて、今明中に與黨より政府の地方制度改正案中に修正案として提出と漕ぎつけ、一方民政及新黨有志、並に無產議員團より優に百名を突破する贊成者を並べて法律案の提出ならんとし、今や婦選は過去に於ける何れの議會に於てよりも、最も具體的に取扱はれんとしつゝあるの情勢である。

この時に當り、全婦選團體の共同陣の街頭進出は、正に時宜に適した事と謂ふべく、その收穫こそは議會提出の際は、最も新しき輿論として望月内相に献げられるべきものであらう。

婦人公民權案 貴院も贊成せよ

—東京日日一月廿七日—

婦人公民權案は結局衆議院を通過するものと見られてゐる。ところが時期尚早論の内務省は出來得べくんば貴族院で審議未了に終らしめる意向であるといふ。けれども、今日の場合、婦人に對してのみ、公民權をさへ付與することが出來ぬといふのはたゞそれだけのことでも、大きな矛盾である。實際問題として見ても權利の付與が多數の婦人に對し社會的責務の一端を遂行せしめる機會を與へ、自治體の活動に淸新なる力を加へ、間接には國民生活のレベルを向上せしむる事は明かである。既に一般的な婦選を實施してゐる十二ケ國の實例は婦選によつて得るところが甚だ多いことを、事實に示してゐる。望月内相乃至は他の閣僚連が漫然たる獨斷を以て、かゝる重大問題を、輕々しく處置するのは大膽を通り越した暴擧である。おそらく貴族院も、これほどに、時代の流れに迂愚であるまい。本案が衆議院を通過すれば、貴族院もまた當然、これを可決するであらうと、われ等は信ずるものである。

婦人運動の一轉回期

—東京朝日一月廿七日—

望月内相の婦人參政權に對する意見として傳へられたものは、如何にも簡單でしかも平凡なる尚早論に過ぎなかつたが、不思議に本年の婦人運動を統一し、また具體化する効果があつた。一年以前には政友會の人氣取り政略だの、一夜作りの金看板だのと批評せられて、何人も眞面目に實現を期待し得なかつた選擧權獲得が、今度の市町村制改正法律案提出によつて、突如として非常に近い未來の實際問題となつたことは、今更ながら政治の勢ひであり又氣合であつて、到底一二有力者の私し得るものでなかつたことを感ぜしめると共に、國の守舊派の意見を特に忠實に代表せんとした一人の政治家が結果においてはこの運動の促進者として、無意識の功勞を錄せられる事になつたといふ點において大なる興味を抱かしめる。

今まで政治の教育には少しでも力を費さず、出來るだけ女性を世の中から遠くして置いて、彼等の多數にはまだ參政の希望が無いと説かうとしたことは、第一にやゝ手前勝手なる論理であつたが、その希望のある無しといふ事も實は甚だ根據の乏しい獨斷である事が分つた。氷炭相容れざる朝野の二黨が、その喧嘩の最中にもこれだけの一致を示し、競うて同文の法案を我おくれじと議會に提出して發案の功名を他に讓らじとする現狀が、もし豫想し得られたならば、果して內務大臣はあのやうな氣强いことをいひ得たかどうか。果して、わざとあのやうな激勵の語を吐いたといひ得るかどうか。もしそれが疑はしいとすれば、いはゆる天下多數の婦人をして、忽然として自己の社會的勢力に自覺せしめ、單に現在の政治には彼等の働き得る餘地が有るのみならず、外部もまたその參與を待ちかつ望んで居ることを、發見せしめたのもまた同じく人の力であつたといへる。

婦人に純理の論が多くまた安協性に乏しかつたことは、恐らくは現在の境遇の然らしむるところであつたその上に從來は教育の必要を主として實行に向つての希望は必ずしも、大でなかつた故に、つい近頃までは主として方法によつて彼等の團體は分裂し、ほとんど共同の運動は見込み無きかの姿であつた。それが若干の互讓によつて、漸次いはゆる戰線の統一に向はんとする矢先に、ちやうど政黨の內部において、これを當分の人心集注點として選んだのは、渡りに船とも名づくべき奇遇であつた。三通りの權利はいづれも即座に、かつ必ず論理的手段によつて獲得すべしなど〻唱へて居たならば、五年や七年はまだ空論のうちに過ぎたかも知れなかつたものが、世論は一朝に回轉してこゝに婦人公民權の問題は平々然として衆議院を通過し去ることになつたのである。貴族院が多分握りつぶすであらうなどゝいふ事をはづかしげも無く口にする代議士もあるらしいが、彼等が內々はそれを豫期しつゝも、尚贊同せざるを得なかつた大勢に對しては、幾ら貴族院でも無感覺では有り得まい。いつまで彼等が問題の矢面に立つて、望月內相に代つて第二段の防禦陣地を守つて居ようか。それは寧ろ興味をもつて觀望してもよい未知數である。

獨り婦人の公民權獲得が、實際の政治問題に化したといふのみならず、この變化は當然に第二第三の解決をも導いて來るに相違無い。今日の如く婦人の政治能力が、有利に試驗せられ得る時代は、前にもその例が無く、後にもまたまれにしか來ないであらう。家庭の生活に取つて何物よりも痛切なる子女の教育には地獄がある。消費の放任の結果恐るべき亂雜を極めて、家々の經濟には少しでも將來の計劃が立たぬ大小公共團體の種々なる弊害は、人を自棄の境遇にさへ導かうとして居る。婦人の公心協力の要求せられるのは、決して彼等の爲ばかりからでは無い。果して彼等の智能を信頼することが出來るものとすれば、これを郷黨の小事務に制限する理由はどこにも有り得ない。さうしていまだ試みずしてその結果を危んで居た人たちが悅びまた安んじて

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

その前路を撤却すべき機會は、幾らでも現れてくる事と思ふのである。

あるひは婦人運動の關係者の中には寧ろこれ程までの急激なる展開を意外とし、また多量の精力の餘剰を感じて居る人もあるか知らぬが、兎に角に前途はすこぶる明るくなつて來た。殊に日本のために慶賀すべきことは、この運動の終始平和であつて、何等不愉快なる衝突や混亂を見ないうちに、問題が着實なる歩調をもつて進むやうになつた事であるもし幸ひにして剩つた力、利用せられざる鬪志があつたとすれば、それを無益ならしめるやうな國狀では決して無い。排除すべき不正と醜惡、援助を要する弱點は社會に滿ちて居る。普通選擧制度はまだ若く、新しい選擧人は多くは眠つて居る。これを喚覺ますだけでも可なり骨折なる一役である。吾人は何よりもまづ女性の周到なる努力が、いよ／＼その實際的效果を擧ぐるの日に近づいたことを幸ひとしなければならぬ。

婦人公民權問題

——報知新聞一月廿七日——

婦人公民權問題に關し內務省では尚早論を唱へて、これに反對しつゝあるに拘はらず、今や各政黨は競つてこれが提案をなすといふ狀態にある、目下の處、民政黨は申すまでもなく、新黨俱樂部よりも提案あり、政友會またこの大勢を無視する能はず、急遽、提案の手續きをとるに至つたが、三案共にその內容は同一であつて、各派を通じて大多數の支持者があるから、衆議院の通過は確實と認められる。たゞ問題となるは貴族院の態度であるが、保守的空氣に充てる同院のことゝて、結局その握り潰の運命に終ることは、想像に難くない。

世界各國が普選より婦選へと、急速の歩調をもつて進みつゝある間に、我國のみが自治参與權の付與にさへ難色あるは我等の諒解に苦しむところである。勿論歐洲にもまだ婦選を實施してゐない國がないではない、フランス、ベルギイ、スエーデン、スペインの如きラテン系統の國々がそれである。しかしそれらの國々でも婦人に對して地方議會の選擧權だけは付與してゐるものが多い。

婦人に選擧權を付與するの可否については、外國にも種々の議論が絕えなかつたのである。英國の例に見ても、一八八四年には、既に男子に對してある程度の普選が認められたが婦人に對しては、一九一八年に至つて、漸く局限された範圍においての選擧權が認められたのであるその間實に三十餘年を隔てゝゐる。また佛國の如きは、一八四八年の二月革命以來男子に對しては二十一歲以上の完全なる普選制が實施されたが、婦人には今以て選擧權が認められないのである。かくの如く一口に婦選といつてもこれが實施までには相當の時日を必要としてゐる。

歐洲その他で、婦選が强調さるゝに至つたのは、何といつても大戰の影響である。歐洲大戰において婦人が奮つて後方勤務の任に當り、男子と協力して祖國防禦の大業を遂行し得たことは、いちじるしき事實であるが、その結果が普選となりまた婦選となつて、婦人の政界進出を實現するに至つたのである。我國はこれらの點において、歐洲と事情を異にするから、にはかに婦選を實施せんとしても、それについて議論あるは一應もつともの事といはねばならぬしかしそれは中央議會の選擧權の事であつて、地方議會の選擧權に至つては、別個の見地から考慮するところがなくてはならぬ。

英國のイング僧正は、昨年七月男女平等の選擧權法案が貴族院で討議された際女子はすべての點において男子に劣つてゐるといふ見地から、絕對的反對意見を主張し、少からず世人を驚かしたことがある。世間にはこの種の强硬論者も少くないが、一面には、尚早といふ見地から即行に反對してゐる者も多數ある。この尚早論者といへども、地方議會の選擧權だけは、これを婦人に付與するに躊躇しないのに我當局のこれにすら難色あるは我等の意を得ざるところである。

地方自治は國家の政治以上に、國民の日常生活に即してゐる、國民生活、家庭生活は男女兩者を基調とするものであり、それだけに婦人もまた男子とひとしく、自治の施設に容喙する權利がある筈である。保健衛生とか、風紀の維持とか、兒童の敎養とか自治の施設中には、女子の協力にまつべきが多々あるに拘はらず女子を除外して顧みないのは、地方自治の完成上にすこぶる不利なりといはざるを得ない。當局並びに貴族院諸公は、よろしくこの點に鑑みるべきである。

婦人公民權問題

——中外商業一月廿九日——

婦人に公民權を附與せんとする市制中改正法律案は、民政黨及び新黨クラブの所屬議員から提出せられ、相次で政友會の所屬議員からも提案されるに至つた。かくの如き狀態であるから、婦人公民權附與案は、衆議院を通過することに、疑ひがない形勢となつてゐる。婦人公民權附與に對する衆議院の形勢が、旣に上記の如くであるところからするならば婦人に公民權を附與することについては、輿論が一致したものとも思はれるけれども、實際には、一向に未だ熾烈なる叫びが揚げられてゐるやうには思へない。もつとも一部に婦人參政權獲得運動のあることは事實であるけれども、一般の輿論としては、尚ほ、頗る薄弱といはなければならぬ。

しかるにも拘らず、各政黨は何の見るところありて、この問題を議會に提案して解決せんとするに至つたのであるか、われらは、これを甚だ不可解に思うてゐる。これを一種の流行と見るならば、いはゆる時流に投ずるのも、または流行を追ふのも、必ずしも斥けることではないが、しからざる以上、一體何のために各政黨が婦人公民權問題を提出し來つたのか、いさゝか、諒解に苦しむわけである

當然附與しなければならないものであるならば、未だ欲せざるところといへども、進んでこれを與ふるといふことも政治の要諦に相違ないのであるが、しかしまた、その反對に、たとへ、いかばかり欲したからとて、若し、與ふべからざるものであるならば、斷乎としてこれを斥け、その與へざる所以を明かにして、國民を納得せしむることも、政治が即ち敎へであるといふ根本信念からすれば、最も肝要であり、且つ、大切のことである

婦人公民權問題は、要するに地方議會において婦人の、參政權を認むることになり、やがて、中央議會にも婦人參政權を認める第一步といはなければならぬ、いはゆる漸を追うて進むといふのであれば、かくの如き方法を以て、次第に訓練して行くのも必然の順序ではあるが、しかも、顧みて、地方婦人の政治的自覺の程度はどうであるか、われらは、最も公平に見ても、婦人が未だ政治的の意識を持つてゐない。從つて、公民權などは要求してゐないと思ふ。民治的意識を有せず、參政權要求の叫びが起らないのに、進んでこれを附與せよといふ事は、抑もいかなる考へから出發してゐるのであらうか、われらは、この點について一瞥を拂ふの必要を痛感する。

各政黨が競うてこの問題を提案したのは、あるひは、理論の上では認めてゐるのかも知れないが、實際問題としては、痛切にその必要を認めたものではあるまい、婦人參政權問題については、一部に不斷の運動があるから、やがてこの問題が上下を風靡するやうな形勢になるかも知れない。かかる場合に臨んでは、これに先鞭を付けておくことが、いはゆる黨勢擴張の上から、また一般の人氣を集むる上から、最も得策であらうといふ迎合的觀念に出發したものと思ふ。しからざれば、各政黨が競うて提案した意義がわからないのである。若し、果して左様の觀念に出發したものであるとすれば、人の子を誤るものといはなければならぬ。地方の醇朴にして、且つ堅實なる婦人の多くは、決してかくの如き願望を抱いてゐないのである。世の職々者流が一知半解の知識を以て、人の子を誤ることは、なほ恕すべきであるが　いやしくも公黨なるものが迎合政策を以て、自己の黨勢を擴張せんがために、俗耳と俗目とを惹かんが爲めに、强ひて、人の子を誤らんとするに至つては、その罪最も重しといはなければならぬ。

婦人參政權問題は、大分やかましくなつてゐる。一部に熾烈なる要求が揚げられてゐるも、また、一個の事實には相違ないが、しかし、それが理論の上において最早確乎不動のものとして認められたわけであらうか。われらは、この點について、なほ多大の疑問を抱いてゐるものである。われらが、かく觀る所以のものは決して婦人の地位を男子の下位に置き、または、置かんとするものではない。

——十頁へつゞく——

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

市會選擧に對する同盟の活動

聲明書の發表

十二月二十一日の午後三時頃、某新聞社からの電話で、遂に東京市會が內務大臣から解散を命ぜられた事を知つた。

都合よく其の夜は中央委員會の定例日であつたので、緊急に、これに對する方策を協議した。各中央委員の態度は何れも積極的で、同盟としては、此際出來るだけ働きかけねばならぬといふ事に一致し、本誌一月號に掲載した聲明書を可決すると同時に、これが具體案作成のため、千本木、河崎、坂本、市川の四中央委員を委員にあげた。

一月九日、千本木、河崎、市川の三名で市政調査會を訪問してインフオメイションを得、更に十二日同所で開催された市政問題對策協議會へ河崎、市川の兩名が出席し、阪谷男初め委員諸氏に面會して、會の聲明書を提示し、其の協力を求めた。同會は選擧運動には携はらないのであるが本會の決議の二、三には大贊成であるとて出來るだけの協力をするとの返事を得た。

決議の第三は特に廓淸會、矯風會に關係あるものだからといふので、兩會へ、尙婦人團體をも立たしめやうといふので先、東京聯合婦人會共同委員會へとそれ〳〵その提案をした。

尙、會としてはこのため特別の委員會を組織して實行運動にあたるため、東京市內會員の會合を催して協議することゝした。

對市議選擧婦人委員會の組織

對市會選擧のための東京市內會員の會合は、一月十九日(土)午後一時半から大阪ビル內で開催された。

一、開會の辭　竹內　茂代
二、報　告　市川　房枝
三、東京市會と婦人　前市電氣局長　長尾半平氏
四、協　議

竹內氏の開會の辭について、市川氏より今日迄の報告があり、次いで市政問題對策協議會を代表して出席された長尾氏より東京市會並に市會議員についての詳細なる講演をきゝ裨益する所が非常に多かつた。

引續いて久布白落實氏を座長として懇談協議に移つたが、當日出席した會員は吉岡彌生氏、山田わか氏を初め五十餘名に上つただけでなく、會員外の有志も十數名加つてゐた爲め、市會議員選擧について種々なる意見が出、當日の出席者に更に有志を加へて對市議選擧婦人委員會を組織する事に決定、市川房枝氏を委員長に推し、二十六日にその第一回の會合を開くことにして午後五時半散會した。

對市議選擧婦選演說會

一月二十五日午後六時から第一回對市議選擧婦選演說會を讀賣新聞社の講堂で開いた。

永井駿子氏司會、小林珠子氏の「選感」市川房枝氏の「獲得同盟と市議戰」河崎なつ氏の「せめて之だけは」金子茂氏の「聲なき聲」久布白落實氏の「第三の決議」最後に竹內茂代氏の「市政淨化の徹底」である。

小林氏は昨夏學校の休み中に氏の令息令孃によつて組織された子供內閣の例、子供家庭新聞の例、又玩具の機械デルタ等の例を引いて、與へられゝばいかに之を行使すべきかと考へるものであること、又アメリカのミセス・ランデスの手腕を紹介して內相の尙早論を一蹴して終ふ。

市川氏からは市會解散當夜の中央委員會から始めて、市議選に對する第一、第二、第三の決議の說明、之を實行に移す爲に組織された委員會の經過報告、及この機會を公民敎育の資に供するつもりである事、今議會に各派から提出された公民權、結社權、參政權に關する法律案について議會の狀勢の報告があつた。

ついで河崎氏は、政治は力なりと古代の人は言つたがその力とは何ぞやの說明をして置いてくれなかつたので現代政治家は之を「金力」なりと解釋してしまつた。又私は政治は生活なりと思つてゐるが之も又私の「生活」と考へた議員諸氏は砂利を食ひ學校を食つて終つた。と獨特のユーモラスな魅力を以つて一同を引つけ、結局政治を古代の「力」に引戾し、市民の「生活」に救ひ上げなければならぬと高調された。

之に代つて金子氏登壇、例の通りの巧みな辯舌が前の河崎氏とならんで聽衆を魅了した。この頃、すでに到着の筈の久布白、竹內兩氏の姿が見えず司會者を間ごつかせたが、机を前に平然とした氏は婦選運動を十年前に逆上つてとう〳〵一つの會をすませて久布白氏が飛び込んで來るまで時間をつないでしまつた。

次は久布白氏の第三の決議。昨日歸つたばかりの栃木縣の廢娼運動の情勢と、後藤市長時代の市議候補者の中に貸座敷業者の多かつた事とを比較して六年といふ時の差がもたらす人心の覺醒に賴んであくまで第三の決議の實現を力說された。又イギリスの婦選運動者がアスキス首相に對した例を以て望月內相を揶揄し震災直後の婦人の涙ぐましい活動を追憶してその尙早論を駁した。

最後に竹內氏は急病人に出會つた醫者の職務上やむを得ない遲刻を辯明して後市議選の問題、政黨的色彩の可否、選擧費用等に亘つて淨化の根本問題を說いて選擧民の自覺を促した。

この夜の來會者凡そ二〇〇。若い女の人達が多數を占めてゐた。從つて求め樣とする熱心な態度が落ついた氣もちよい空氣を醸し歸へりの受付へ入會を申込んで行く人もあつて嬉しかつた。

只一つ、二十人に近い警官があごひも物々しく佩劍をガチヤつかせて交代に壁際にならんで立つてゐたのが妙にちぐはぐな不思議な光影であつた。

實行方法の大要

對市議選擧婦人委員會の第一回會合は、一月中六日午後三時から事務所で開催された。出席者約二十名、委員會の具體的實行方法の大要を決定した。

一ポスターの制限並に選擧法の勵行等に關する件ポスターは一定場所以外には掲示させぬこと。選擧當日の投票時間を夜迄延長する事。投票場を多くすること。選擧法を勵行すること。

新市議には誰を？

東京市會議員の選擧を前にして、今度こそは我等の理想的人物を擧げて市政淨化のために起つて欲しいとは誰しも願ふ所でございませう。本號では、廣く會員誌友の方々に左の二つのお尋ねを發しました。

一、市議改選にあたつてどんな人、例へばどなたを是非當選してほしいとお思ひになりますか。(候補者と否とに係らず)

二、若し女の市會議員を選擧することが出來れば、誰をお擧げになりますか

◇

與謝野晶子

わたくしの御推薦したき方々の一例を申上げます。

吉野　作造先生　堺　利彥先生
菊池　寛先生

◇

帆足みゆき

一、吉野　作造氏　田川大吉郎氏
高島　米峰氏　島中雄三氏等
二、吉岡　彌生氏　山田　わか氏
塚本はま子氏　市川　房枝氏
竹內　茂代氏等

郡部に多士あるも失格者なるを遺憾とす

◇

田中芳子

一、土方　寧氏　宮田　修氏
吉野　作造氏　眞野　文二氏
塚本　靖氏　佐藤　功一氏
穗積　重遠氏　森井　健介氏
高島　米峰氏　山室　軍平氏等

所謂市會議員にはもつたいないお人ばかりですが、此際斯うした方々にぜひ起つて頂きたいと私は思ひます。

二、吉岡　彌生氏　守屋　東氏
本野　久子氏　塚本　はま氏
德永　恕氏　小林　珠子氏等

いざとなれば八十四人の幾倍でも居られます。

◇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

その爲め差あたり右の運動をしてゐる牛込の町會を初め他の團體を訪問調査しこれと協力すると同時に、東京市長警視廳を訪問して陳情することゝした。

2 棄權防止運動について
主として婦人團體をしてこれにあたらしめる

3 立會演說會について
有權者の團體をして開かしめるやう努力する事

4 立候補者の閱歷、政見を調査して有權者の參考に資するの件
立候補者に質問狀を發すると同時に各區に委員を設けて調査する他、他の團體と聯絡をとつて調査すること
但し發表の事項と選擧法の關係並に發表方法は研究すること

5 候補者の推薦應援の件
立候補者中より定員だけ推薦するといふ方法をとらず、理想的な候補者だけを推薦して、應援することに決定、然してその人選は、第一に本會の決議に抵觸しない人の中から選定するのであるが、その標準としては職業を一條件とする、其他は尙研究することゝした。
尙應援方法としては選擧法で、我々は推薦狀の發送と應援演說しか許されてゐないが、然し後者も一々の演說會に出席せず、各區でまとめて推薦演說會を催すことゝする。但しこれは選擧法並にその可能性を調査して決定する筈である。

6 此機會に婦人に公民敎育を行ふ方法
以上の諸運動に出來るだけ婦人を參加せしむるやうつとめる他、特に婦人に對するパンフレット等を發行すること。

7 費用の件
特別會計とし、有志の寄附によること、そのため對市議選擧運動資金五十錢袋をつくる事

8 事務の分擔
委員中の有志が調査出版、推薦應援集會、財務を分擔する他、各區に委員を設けること。

(寫眞は二月十九日の對市議選擧協議會)

各町會との連絡

ポスター制限其他について町會が活動を初めかけてゐるのに對し、會からもこれが奮起を促すことに決し、全市千三百餘の町會に對し、左の三項を要求した、

一、ポスターの制限
選擧の公正及選擧費の低減をはかると同時に、都市の美觀を保持するために、立候補者のポスターを町內一定の共同掲示場以外に貼布することを貴町會にて御嚴禁下さるやう御盡力願ひます。

二、立候補者立會演說會開催
第三者である町會の手で立會演說會が開かれゝば有權者が各候補者の演說會に一々出掛ける時間と勞力を省き、且つ立候補者の選擧費用をも節約する事が出來て双方便利だと思はれます。

三、棄權の防止
折角の貴き一票なれば棄權せぬやうしかしてその一票を情實や、利害によつて投票せぬやう、貴町會を通じて各有權者の方へ特に御傳達願度存じます。

委員氏名

今日迄に決定した委員氏名は左の如くである。(順序不同)

藤間あさよ氏　長谷川嵐子氏
武　妙子氏　ガントレット恒子氏
星野　愛子氏　藤田たき子氏
深尾須磨子氏　荻野　綾子氏
正田　淑子氏　足立きみ子氏
寺島　和氏　上中八重野氏
北澤たま子氏　奥貫　ツル氏
渡邊　とめ氏　河本　龜子氏
大塚はるみ氏　鈴木　小松氏
久布白落實氏　二宮　琴子氏
金子　茂氏　松崎えつ子氏
兒玉　勝子氏　佐藤　耐子氏
河崎　なつ氏　竹內　茂代氏
千本木道子氏　田中　芳子氏
鵜原　靜氏　小林　珠子氏
高野　濱子氏　坂本　眞琴氏
三輪田繁子氏　武田　睦子氏
生田　花世氏等

寄附金

對市議選擧運動のための寄附金として受領濟みのものは左の如くである。

壹圓(井上たみ氏)　參圓(關口冬子氏)　拾圓(武たえ子氏)　拾圓(大江すみ氏)　壹圓(螢江ミサオ氏)　貳圓(柏谷よし氏)　貳圓(正田淑子氏)　五圓(生田花世氏)　五圓(斯波安氏)　壹圓(蓮見よし氏)　壹圓(帆足みゆき氏)　壹圓(吉江孝氏)　壹圓(藤原智淨氏)　五十錢(秋山花子氏)　五十錢(淺井きて氏)　五十錢(渡邊とめ氏)　五圓(星野あい氏藤田たき氏)　五十錢(長尾とみ氏)　五十錢(田邊信子氏)　五十錢(森川玉枝氏)　五十錢(渡邊大子氏)　五十錢(森脇芳子氏)　貳圓(佐藤耐子氏)　五十錢(上野ゑみ氏)　壹圓(無名氏)　五圓(永井次代氏)　五十錢(福島四郎氏)　五十錢(武田睦氏)

尙お申込の分にて金額の確定してゐるのは左の諸氏である。

五圓(山野千枝氏)　貳圓(水町京子氏)　壹圓(大和俊子氏)　五圓(大妻コタカ氏)　壹圓(守屋東氏)　壹圓(與謝野晶子氏)　貳圓(河井道子氏)　壹圓(山脇とし子氏)　貳圓(深尾須磨子氏)　貳圓(荻野綾子氏)　五圓(ガントレット恒子氏)等

◇市政問題協議會の活動

—八頁の四段目より—

阪谷芳郎氏等によつて組織されてゐる市政問題對策協議會は、市會解散前より市會の淨化のため運動し、市會解散の決議を內務大臣に提出したのであつたが、解散後は更に市會選擧に對する對策を考究しこれが淨化に努力してゐる。
一月十二日の會合に於ては左の如き諸項を決した

一、本協議會は選擧母體とはならないで候補者を擁立しもしくは推薦は絕對にしない事
一、但し各區における選擧母體の代表者と會見しこれと連絡をとり市政刷新の實を擧げること
一、市長、區長、警察署長とも同樣連絡をとる事
一、市會議員待選者とも懇談して市政の刷新を圖ること
一、候補者の閱歷調査方法について考究すること
一、婦選獲得同盟の運動に對しては許される範圍において後援すること

尙二月八日の會合に於ては市內千三百の町會に對して左の如き主旨の書面を發した

一、町會が市議戰に惡用されるな
一、進んで各町會々員が結束して良市議を擇選せよ
一、ポスターの濫用を防衞せよ

—九頁の五段目へ—

守屋　東

一、永田秀次郎　田川大吉郎
三輪田元道　市川　源三
前田　多門　長尾　半平
島田三郎氏令息　十時　尊

二、吉岡　彌生　竹內　茂代
守屋　榮夫
久布白落實　市川　房枝
大澤　豊子　田中　芳子
木內きやう子　松平　俊子
鈴木　信子　中澤美代子
河井　道子　志立たき子
塚本はま子

◇

生田　花世

所謂政黨の見地を廣くして、人物として申すと、男の人には堺利彥氏をとおもひます。
女の人ならば赤松明子氏のごとく、若さと明靜な頭腦とをもち、吉岡彌生氏のごとく實際的地盤の力あるのを合せたやうな人をとのぞむのです。今、十分は出せないのです。女の人には。
たゞ、より近い人として、神近市子氏市川房枝氏あたりでせうか。

◇

久布白落實

男子なら
田川大吉郎氏　長尾　半平氏
吉野　作造氏
婦人ならば
守屋東女史

◇

神近　市子

一、階級意識のハッキリとした鬪志に富む人に出て貰ひたいと思ひます。
二、さし當り婦人問題研究所のあなた方の中から出て貰ひたいと思ひます。之は戲談でなく、あなた方が最も動力と實際の經驗に富んでゐられさうだからです。

記者註——婦人問題研究所の同人は市川房枝、金子茂、新妻伊都子、石本靜枝、河崎なつ子の諸氏です。

◇

三輪田繁子

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

東京市會選擧彙報

◇市來東京市長辭職

市來市長は、二月五日平塚東京府知事の手許へ辭表を提出した。尙小野、船田、兩助役、今村財務局長も同時に辭表を提出したと傳へられてゐる。若しこれが事實なら東京市は理事者全部を失つた事になるので、東京府の事務管掌を受ける事にならう。

市來市長辭職の理由は、「更始一新」のためといふのであるが、あまりに突然で選擧期日の告示も終らず、東京市をして市會もない市長もない都市たらしめたことについて相當批難が高い。

それは兎に角、これで來るべき選擧は誰れを市會議員に選ぶかといふことと同時に誰れを市長にするかといふことを決定するのである。

◇市會選擧期日

市會選擧期日は二月二十七日とか、三月一日、三月三日迄と傳へられてゐるがまだ決定されない。議員定數を決定する府參事會は、六月、八日に開會され、更に十四日に延期されたため、市長よりの選擧期日告示はその後になる譯である。市長の期日告示は選擧期日前廿日迄にしなければならない規定になつてゐるから、選擧は三月十日前後になるであらう。

◇市會議員定員數

東京市會議員は、新市制によれば、前回よりも四名少く八十四名になる筈である。

所が減少される區に於ては前市議連によつて猛烈なる反對運動が起された。それかあらぬか、市來市長は法定の國勢調査による人口によらず、昨年末の內閣統計局發表の人口を基礎として從來の定員八十八名を維持する原案を立案し、これを六日の府參事會に提案した。其の原案は左の如くである。

	新定員	舊定員
麴町區	三人	(四)
神田區	六人	(七)
日本橋區	六人	(八)
京橋區	六人	(七)
芝區	七人	(七)
麻布區	四人	(四)
赤坂區	四人	(四)
四谷區	四人	(四)
牛込區	五人	(五)
小石川區	六人	(五)
本郷區	六人	(六)
下谷區	七人	(六)
淺草區	九人	(八)
本所區	八人	(七)
深川區	七人	(六)
合計	八十八人	

右は府參事會の決議を經たる上、內務省の認可を得て告示される筈である。

◇各區選擧費用

右定員原案を基準として算出したる候補者一人々々の選擧費用は左の如くになる。

選擧費用は有權者數をその區の定員で割り、之に四十錢を乘じたもので、衆議院議員の場合と同樣である。

	(單位圓)
麴町區	一一九七、二
神田區	一二〇四、〇
日本橋區	一一六五、六
京橋區	一四三五、六
芝區	一六八七、二
麻布區	一六四三、二
赤坂區	九六八、〇
四谷區	一四〇八、〇
牛込區	一八四七、六
小石川區	一八七四、四
本郷區	一五七八、八
下谷區	一六六六、〇
淺草區	一七八五、二
本所區	一九四二、四
深川區	一七二二、四

◇總有權者數

昨年十二月市會が解散されて後直に着手された選擧人名簿は(昭和三年十二月二十三日現在)一月早々完了、一月十三日より十九日迄七日間、各區役所に於て一般の縱覽に供せられた。選擧人名簿による

有權者總數は　三十四萬八千七百餘人に達し舊有權者十七萬七千から一躍二倍に達した。此の十七萬餘の新らしい有權者は主として無產智識階級と勞働者及小資人階級で占められてゐるが、その割合は左の如くである。

資本主企業家商店主	一〇%
小工場主、小資人	三〇・四%
無產智識階級	二一・八%
勞働者	三七・八%

◇立候補者氏名

選擧期日が告示される迄は選擧運動を禁止されてゐるので、從つて候補者として名乘りを正式にあげたものはないが、新聞紙の傳ふるところによると、左の如き人々があがつてゐる。

社會民衆黨　芝區和田操、麻布和久利義之助、小石川島中雄三、下谷關永正三、本郷吉野作造、京橋阿部溫和、本所眞島個、深川新妻濟一郎

無產大衆黨　本郷石原修、淺草泉忠、神田大澤一六、小石川吉川守邦、芝細野三千雄、麻布村松正俊、四谷重利俊夫

新黨準備會　深川某氏、本所石井喜藏、淺草竹內文次、牛込上森健一郎、小石川尾崎茂、芝山田毅雄、京橋鈴木定八

己成政黨側に於ても勿論それ〴〵準備中であるらしいが、其の顏ぶれの中には舊市議にして疑獄に關係した人達も多少立つらしい。がそれ等の大部分は自分の身代りとなつて働く「人形議員」を押立てるべく計畫してゐるらしい。

若しさうだとすれば人物識見に於て、前議員より劣つてゐるものが立つ譯で識者に非常に憂慮されてゐる。

◇町會のビラ廢止運動

牛込山伏町町會は此度の選擧に對し左のやうな決議をなしてこれが實行をはかると共に全市千三百餘の町會を勸誘し一齊に立たしめるやう運動してゐる。

一、候補者のポスターを市ケ谷山伏町および南山伏、北山伏町の町區域內に揭出する事を拒絕す但し多數候補者が共同で町會指定の場所に一枚づゝ揭出するを妨げずこの場合揭示に要する費用は候補者の分擔とす

二、期日を定め町會員集合の場所において全候補者の同時出席をこひ各候補者の意見を聽取する事

この反響は各所に起りつゝあるやうである。

◇ポスター制限と內務省

ポスターの制限は各方面よりの要求となりつゝあるが、此の大勢に鑑み、內務省は、各政黨と交涉し、其の具體的方法について協議してゐる。二月八日午後衆議員交涉室で開かれる筈の會合に對して內務省は左の原因を決定して、附議することゝした。

一、現在の立札(百枚)の外貼札專用の立札約三割增加を許す事

一、右專用立札の大きさは幅三尺長九尺とする事

一、一枚の立札に何枚のビラを貼付するも差支なき事

一、立札を置く場合は承諾を得べき事

若し協定が出來れば直に內務省令を改正し、此次の東京市會選擧から適用する筈である。

◇市會淨化と學生團

『舊市議不選擧』の運動が各大學專門學校學生の組織した都市大學聯盟によつて起され、二十六日本郷帝大佛敎青年會館で演說會の第一聲をあげ、次で市內十五區にわたつて演說會を開催するさうである。目下計畫されてゐる方法は

一、演說會の外學生總動員の上舊市議不選擧デーを催しポスターを配り、又直接舊市議連に會見して舊市議の立候補斷念を勸告する

二、選擧違反防止の糾察運動を起し、顧問を置いて違反を摘發する

三、候補者の選擧母體に向つて警告を發す

—七頁の四段目へ—

一、粕谷　義三氏　　添田　壽一氏
　　安部　磯雄氏
二、吉岡　彌生氏

◇

千本木道

一、あらゆる方面から即ち學者(市制に通じた人)財政家、技術家といふ風に精通した人、そして議員となつたら決して利權に迷はされぬ人であつて欲しいと思ひます、所謂職業的政治家はこの際まつぴらだと思ひます。

二、特にこの方といふことは出來ませぬが市衞生の點からは女醫の內から、兒童問題のためにこの方、生活改善の點からこの方、風紀上の點から私共の仲間(婦風會)から等指折り始めましたら市會議員になつて頂く方が澤山あつて八十四人女で充たされさうです。

◇

山田わか

一、道家齊一郎氏　　竹內　茂代氏
二、吉岡　彌生氏
　　市川　房枝氏

◇

小崎千代

一、安部磯雄氏(府下に御住居で殘念ですが)　伊藤　秀吉氏
　　星島　二郎氏　　松山常次郎氏

二、女としたら久布白落實さん以上の方はありません近い將來に同女史の如き方が代議士にも當選されんことを祈ります。

◇

深尾須磨子

一、現政治家中からは、まづ安部磯雄氏の如き方、その他菊池寛氏なども是非出て頂きたいものです。既成大政黨の背景のある人はなるべく御免を蒙りたいと思ひます。

二、まづ市川房枝氏を煩はしませう。

◇

奥　むめお

一、職業的市會議員即ちいはゆる政治屋でない人。既成政黨の蔓につながりを持つてゐない人。無產階級をダシに使つて自分の踏み臺にしやうとしない人。誠心

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

市會淨化運動と櫻蔭會

竹內茂代

東京市會は不面目にも內務大臣の解散命令を受けて解散された、いよ〳〵解散された以上當然來る可きは市會議員の選擧である、然も今度の改選は從來の改選とは全く趣きが違つて居る、市會淨化の必要に迫られ又普通選擧による最初の選擧である從來度々起つた疑獄事件よりは此度の疑獄事件は市民の頭にも鋭く響いて居ることゝ思ふ。

然しいざ選擧となると從來の選擧ブローカーなるものゝ活動の目ざましさも考へなければならない、此際婦人は局外に立ち一票の力も無い事にもせよこんな大事件に對して默して成行を見て居るとは母としても妻としても出來ないことである、我等の手にはぐくみ育てた人の子の社會に向つても、また現にわれ等の手にある小供にもこんな機會に公正な政治の知識を與へてやり婦人自ら公民としての立場も考へなければならない。

○

婦選獲得同盟は市會解散の報を受けた其夕臨時中央委員會を開いて對策を協議して前號掲載の通り三ヶ條の決議をし倘其決議の實行を期するための方法も決定した。

議會へは婦人公民權が各派から提出され、與黨からも百三十八の贊成者を得て提出される樣に運んで居る。政府と與黨との間に複雜の問題を起して機運は熟しつゝある、此時にあたりわれ〳〵婦人は市政に對し、市會議員選擧に對し一層忠實な出來得る限りの方法を取り選擧の公正を期する樣に、棄權の少い樣に最も良い議員を選ぶ樣に取選ばなければならない。

○

婦選獲得同盟は加盟せる、そして日本婦人の大同團結である東京聯合婦人會の委員會へ市會對策について進言をした、豫てから市政淨化について小委員會を作つて働きかけて居る聯合婦人會故此際市政革正の決議でもしてもらひたいと附加へた。

當日の出席は十九團體三十三人、議長から許々と決議の必要と各團體を通じて擧を擧げて差さわりの無い程度に決議しては如何と說明があつた、勿論各團體が政治的立場に在る團體でないことは申すまでもない。

此加盟團體は多くは專門學校、女學校の同窓會であり或は慈善團體職業婦人團體であるにせよ婦人の公民權問題や市政淨化の間接運動に不贊成のある筈もないと思つて一同速に裁決せられんことを待つて居た。いよ〳〵決を取つた。十八團體は異議なく贊成した。獨り、只獨り櫻蔭會代表者のみは此決議に加らない、吾々の團體は政治的行動は禁物だとのことであつた、そして個人としては贊成だが團體の代表としては贊成が出來ないとて不贊成であつた、一同啞然として耳を、眼を欹てた。

○

或る高等女學校長の話に女學校の上級生は公民權も參政權も餘り要求して居らない、むしろ早く嫁に行つて幸福の家庭を營むことが希望らしい、と云はれた。そしてこれが望月內相をして公民權尙早を唱へしむる原因だと附加へた、吾々婦選運動に沒頭する者でなく共今日家庭生活を幸福にし婦人の明るい生活と向上を望む者に公民權を望まない者はあるまいと思ふ、現在の腐敗惰落を叫ばるゝ政治道の革正を圖る上にも婦人の政治的進出が必要であるとは誰が否定する者があらふ。

平常これ等の問題について話して見ても意見をきいても、種々の團體中高等師範關係の方々が一番解り難い樣に感じて居た、其理由が氷解された。こんな空氣で教育さるゝ女學生に何で公民權が解されやう、廢娼問題が考へられやう、「婦選」の講讀さへ恐ろしいものの樣に考へられるのは無理はない、

○

高師出身の方々の內でも學校を離れて活動して居られる人々は相當解つた方が多い。直接學校なり櫻蔭會なりに深い關係を持つて居る人には公民權とか參政權とかに理解を持つ人の少いのはどう云ふものか。實に遺憾に堪えない。

婦選獲得同盟で全國女學校に公民敎育の實施と公民權、參政權獲得に贊成か不贊成かを照會したところが大多數は贊成である(近々其係りから發表の筈)實際公民權も近い將來に附與され婦人も市町村會議員の選擧に參與しなければならない、市町村の政治にも參與しなければならない、そしてそれがやがて來る可き參政權附與、國政參與の試練である。

○

ことに此問題については最も保守的な態度を持されて居る內相の意見として傳へらるゝところに見るも婦選の理論として肯定せらる可きは當然のことであるが、今日の婦人の敎養狀態を以てしては尙早であると云ふことの言葉の裏には立派に女子敎育の一層公民的方面に對する努力を要するものゝ示されて居ることは餘りにも明瞭なことである、斯る見地に立つ時我國女子敎育の中心學府たる女子高等師範學校出身の先覺者たる櫻蔭會員の如きは寧ろ率先して陣頭に立つて一面獲得運動に參加せられ、かつ女子の政治的敎育訓練の根本的方策を示さるゝものと期待して居つた私共は、これに正反對の現象を見て悲觀してしまつた、加之たま〳〵さような運動に參加する人を目して異端者扱ひにさるゝときく、

繰返して私は此會のため又本邦女子敎育のために遺憾至極であると云はざるを得ない。

○

男性の政治社會は實に現在は暗であると云はれて居る、上は衆議院議員から下村會議員に至るまで眞に選擧の公正を得又買收なしに行はるゝところが少いことは一般に認められて居る、買收によつて送り出された代表者は國民のため、市民村民のためを考へる前に先づ自分の身のまはりを考へなければ立行かない。無限の財產家でない限り、現在我國の樣に政治家に金を使はせる選擧では選出された議會は選擧民の意志に反して買收されることにもなり、地方で煙草の元賣捌所や三等郵便局を甲より奪ひて乙に與へて金を出させるなどの惡戲もする樣になる。これを政治の腐敗と只見すごして居てよいのか。

婦人が政治に加る樣になつたら如何したらよいかとの解決は先づ今日の程度では高等師範、女子大學、其他の專門學校及高等女學校卒業の人々の頭の明敏の人によつてリードされなければならない。

それについても全國の女學校を支配する大勢力を持つ女高師關係の方々に、どの團體より先に理解して頂けないなら我國の政治界はあんたんたるものと思ふ。

誠に僭越の申分で立腹さるゝ方があるかも解らないがどうか今の世に婦人の政治的自覺が社會を幸福とし、世を美しくする所以であることを考へていたゞきたい、勿論たとへ婦人に公民權參政權が附與されたとしても婦人の全部が政治に參與し家庭を捨てゝ街頭に出ると考へる必要はない。男子の悉くが政治家でない如くに!

◇市會議員選擧標語

一等　麴町　小山米三氏
逃すな機會　市會の淨化

二等　府下　吉田謙次氏
正しき一票　市政の維新

三等　本鄕　關屋新一郎氏
市民の心を　選擧て示せ

財團法人　東京市政調査會選

誠意市民のためにーー特に無產階級のために働いてくれる情熱に富む事務家で實際家であつてほしい。誰彼れと擧げ出したらキリがないし、さて、理想人物は少ないものです。

二、久布白落實女史　山田わか子女史　吉岡彌生女史　竹內茂代女史等

市川房枝女史は、むしろ市吏員によろしからむ。

◇

河崎なつ

一、島中雄作氏　婦人公論を通じて實に久しく社會及婦人に對して如何に公正なる希願をかけてゐられたかといふことは誰でも知つてゐる筈です。

馬島僴氏　我國唯一の勞働者診療所を創めて貧しき人々のために、實費以下の謝禮にて一日十五日の外休日なく診療せらるゝ氏は正しく貧しき人々の慈父たらしめたいと思ひます。

二、まづ市川房枝氏　識見に於て手腕に於いて必ず所期を遂げるでせう。然し市に於ては市議でせうが、むしろ國家の人民委員長がはまり役です。

◇

岡本かの子

市川さん　金子さん　新妻さん　與謝野晶子さん等。

◇婦人團體と淨化運動

—七頁の四段目より—

婦選獲得同盟他五團體よりなる共同委員會に於ては過般の委員會に於て市會選擧淨化の運動を起すことに決定し、來る二十日頃演說會を開く筈である

東京市內婦人團體三十七團體よりなる東京聯合婦人會は去る二月二日の總會に於て左の如き決議を可決し、淨化運動に參加することゝした。

今回行はるべき東京市會議員總選擧は市會淨化に絕好の機會を與へたものである、かつて團結は力、帝都をおもふ我心の標語によつて愛市の意を表明した吾が東京聯合婦人會はこの好機に際しあくまで清廉、高潔の士を選出されるために最善の努力を拂ふものである

—十頁の五段目へ—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

新聞は婦人公民權を何と觀るか

―第五頁よりのつゞき―

婦人の地位を向上せしめて、男子と對等の地位に立たしむることは、われらも、夙夜冀ふところであり、また、當然なりと考へてゐるが、たとへ婦人の地位を、男子對等と認めたからとて、男子同樣政治的に進出せしむることが、果して理論及び實際上において當然なりとすべきかどうかは、なほ考慮すべき十分の餘地があると思ふ。

何となれば、われらは對等の權利を認むるよりも、いはゆる性の異同に因る天稟の職分を一層重しと見るからである。男性に女性に優れたる天分があると同時に、女性にはまた男性に勝れたる職能があることはいふまでもない。各自が天稟の職能を發揮するところに、人文の發達もあり、人類の福祉も招進されるのである。この意義からいふと、政治方面に婦人の進出することは、決して望むべきことではない。また、それが果して進歩か退歩か、われらは、なほ趣舍に惑ふものである。

婦人に公民權

――都新聞一月三十日――

婦人公民權の問題は、議論としては既に解決済みである、少數の反對論者あるは免れざる所なるも、輿論は大體之に、贊成し、衆議院に於いては、黨派の異同を超越して大多數にて通過すべき形勢が明かである。而して之に故障を唱ふるは只内務省の一角のみ、一時普選論者は極端なる急進の論者の如く非難せられたるも僅の年月の中に反對論に打ち勝ちて終に今日普選實施の時代となつて政界の大進歩を見たではないか、婦人公民權も亦其通りである。少數頑冥者流が輿論に征服せらるゝの時期は決して遠くはあるまいと思ふ。

婦人公民權の附與

―萬朝報一月三十日―

一

婦人に公民權を附與せんとする法律案が、衆議院へ各黨派から競爭的に提案された。吾等は曩に婦人參政權に關する所見の一端を述べ、單にそれが時期の問題であつて、本質的にその可否を論ずべき問題でないことを明にしたのであるが、それにしても、婦人參政權獲得運動の實勢から見て、斯くも速かにこの問題が進展して來ようとは豫期しなかつたのである。蓋し一部の婦人參政權獲得運動者を除いては、一般の婦人が尙ほ政治に冷淡であると見られ、從つて議會を動かす程の力を持つ要求たる形を現はしてゐないと觀測したからである。併し乍ら、婦人に參政權を附與するを不可とする理由は毫も存せず、附與してよいと思はれる程の機運が熟して來た以上は、躊躇なく扉を開いて、政界にこの新分子を迎へ、女性特異の資質性情を實際政治の運用の中へ織込むことは、吾等の國民生活の上に新彩を添へる所以だと信じてゐたのである。

二

婦人參政權の附與に當りては先づ實際生活と最も密接な交渉を有する地方政治に參加せしめ、更に進んで衆議院議員の選擧に參加せしむるの順序で、今日婦人公民權附與の法律案が提案されたのは、事の順序として至當なことであると信ずる。實をいへば、日本の婦人は溫順を以て傳統的の美德とせられ自ら求むるものをも包み隱して外面に露さないのをよしとする風がある。政治に對する不滿や社會に對する不平をすらも、たゞ隱忍の情を以て押包み男子の活動する舞臺へ自ら進んで押出して行かうとするだけの積極的氣風を有してゐないのが普通である。

斯る一般的傾向を土臺として彼等が政治的に進出し、歐米の婦女子が參政權獲得のために示したやうな運動振りを現はすのを待つとしたら前途頗る遼遠でもあり且又、左樣な狀態にまで立到らせることは決して好ましいことでもないのである。絕代の才媛でありながら、一といふ字をすら知らないふりをしてゐたやうな謙遜の美德の中に閉ぢ籠らうとする日本婦人の傳統的性情に對しては外部から一層明敏な洞察力を以て對する必要もあるのである。

三

何としても國民の半數を占むる女性の社會的立場に對しては最も公平なる評價が必要である。そして女性の内に蓄へてゐる力を誘導して社會的に活用せしむる事は共同生活の能率を增す所以である。女性の通有性として感傷的に流れ易い傾向はあるが、一面に於て女性は正義といふことに比較的敏感である。現代の政治を矯正する爲に正義といふものが必要とされてゐるとすれば、婦人の參政はこの一點だけについても甚だ有意義である。東京市政の狀態などからいつても、婦人は婦人としてその

海外婦選ニュース

◇世界平和記念

昨年八月二十七日　巴里に列國の代表が集つて不戰條約に調印したのを世界平和の記念として去る十一月十一日巴里にその平和大會が催されました。決議した事が種々あります。即ち

調印國は千九百二十八年八月二十七日列國が相寄つて戰爭をすまじとの約束をしたことを以て、八月二十七日を平和記念日とすること。

公共の建物には當日國旗を掲揚すること。

各敎會は平和記念の禮拜を行ひ、各學校では儀式を行ふべし

平和運動に關する凡ての私立團體のためには出來る丈け官公の經濟的補助がありたい

千九百二十九年即ち今年の第一回の平和デーは、各國各自にこれを祝すべきこと

尙、この大會には兼ねて世界平和促進に志す婦人參政權及同等市民權世界同盟から副會頭のマラテエル・セリエ夫人が代表として出席されました。

◇英國の婦人運動

英國に於ける女子二十一才參政權の認められたことは英國婦人の政治上の自由を一層廣めた意味で世界の興味をそゝつてゐますが、婦人が社會的政治的に男子と同等の種々の權利と自由を得るためにはまだ幾多の努力を要します。賃銀問題職業上の機會均等婦人外交官の採用その他、道德律の純一、少年少女の承諾有効年齡引上げ、結婚と婦人の國籍問題等々。そこで同國にあつて婦人運動のために働いてゐる聖ヨハネ協會といふ團體はこれ等のためにたゆまぬ努力をつゞけると共に世界平和擁護のためには如何なる運動でも援助しようといふことを最近の幹部會で申合せてゐます。

◇セイロンの婦人運動

セイロンの立法會議は當今憲法改正で議論沸騰。女子に男子同樣二十一才參政權を認めよとの運動が猛烈でありますが立法會議は多分女子二十一才案を可決するであらうとのことです。婦人參政權同盟は盛に輿論を喚起しました。同會の活躍は目覺ましいものであるといふことです。

◇オーストラリア

昨年九月二十四日から二十九日までメルボルンで濠洲婦人投票者聯盟の大會が催されて、色々の決議がありましたが、中に、昨夏ハワイで開かれた例の汎太平洋婦人會議に於て汎太平洋諸國の婦人達によつて表された親善の精神を凡ゆる方法を講じて傳えようといふことを滿場の人々が誓つたといふことがあります。

◇フオーセツト夫人の肖像畫

英國の同等市民權聯盟では十二月十二日、婦人代議士として有名なアスター子爵夫人の邸内で、ミリセント・フオーセツト夫人にその肖像畫を贈るの式を擧げました。フオーセツト夫人は英國に於ける婦選運動が組織的に行はるゝやうになつてからこのかた永年婦人解放のために獻身されました。昨年六月永眠されたパンクハースト夫人等一派の激烈な運動ぶりとは反對に極く穩健着實にその行程をとりました。夫人の尊い苦鬪のあとは今現れて、終に英國婦人の參政權が男子と同樣二十一才で認めらるゝやうになり、婦人解放の運動は今や世界到る處の自覺せる婦人達によつて盛んに行はれその効果著るしいものがあります、

◇市政講究會と違反摘發隊

―九頁五段目より―

往年東京市會において常盤會が橫暴を極め市政を汚毒した後貴族院及び愛市有志を以て市政淨化のため組織された市政講究會でも今回の普選市會を市會淨化の絕好の機會としこの機において市民有權者を啓發して市會淨化の徹底を期すべく永年の沈默を破つて奮起し四日午後四時より麴町區對鶴館樓上において市會淨化對策協議會を開催選擧違反摘發隊組織を提案し各自淨化運動の具體的方法について意見を交換した後委員を選び近く具體策を決定の上全市各種の團體と聯絡をとり大々的に市政淨化運動を起す事になつた

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

思想感情を表明すべき要求の上に立つて居るのである。

要するに婦人公民權附與の法律案は衆議院を壓倒的の多數を以て通過すべき形勢を明白に示してゐる。今更、内務省の面目問題といふ如き理由の爲めに、これを左右するを許さない勢ひの下に置かれてゐる。吾等は貴族院が握り潰しといふやうなことによつてこれを葬り去らず、政治の進歩の爲に、そして漸く實力を内に蓄へ來りし婦人の爲に明るい一路を開かんことを希望する。

婦選時代への行進

—國民新聞一月卅一日—

婦人に市町村公民權を與へようとする案が、衆議院だけは苦もなく、通過しさうになつて來た。

これを單に政治家や政黨の人氣取りと見る人もあらう。だが、中央および地方の政情政局のゆきづまりの結果、必然、婦人に參加を求むる男子の悲鳴として見られても一言もない筈である。

ともかくも、永年、日本婦人の社會的向上のために戰つて來たわれ等としては、この情勢を見るだけでも眞に無量の感慨に打たれざるを得ない。

× ×

すべての問題のなかで、婦人に關する問題ほど、理論よりも、事實の方がグン／＼と先んじて來たものはあるまい。

婦人に教育を施すことの可否が論じられてゐる間に、女子の教育はいちじるしい進歩をとげた。大正四年には高等女學校在學者が全國で約七萬人にすぎなかつたものが、大正の終りには二十七萬人以上の多きに達し、なほます／＼増加してゐることは世人の知るところである。

また、婦人が職業に從事することの可否の論がくり返されてゐる間にも婦人の職業に從事するものゝ數は年と共に增加してゆく大正十五年の國勢調査によると婦人で職業に從事してゐるものゝ數は、農業約六百四十萬、水產漁業約四萬二千餘、鑛業九萬八千の多きに達し、更におどろくべきは、紡績會社や煙草專賣局の工場等に働くもの約百四十八萬人、販賣業に從事するもの九十九萬人、官廳會社銀行等にあるもの三十萬人、交通業にあるもの六萬餘人を算してゐる。そしてこれらの職業婦人の數は年々おどろくべき勢ひで增加してゆく有樣である。ひとり政治の舞臺において、婦人をのけ者にしておく事は不合理であるばかりでなく、淸凉劑たるべき婦人の力を無視することがやがて男子ばかりの政治を腐敗させる原因ともなつてゐる。

だが、婦人をして一足とびに國政に參加せしむることも急激すぎるきらひがある。

そこで恰も明治時代に、憲法發布に先立つて地方自治の制度を定め、自治政治の訓練を先にしてから立憲政治を行はれたと同樣に婦人に公民權を與へてから順をおうて、婦人をして國政に參與せしむるやうにすることが此度の婦人公民權問題の趣旨であるらしい。

× ×

どう考へて見ても現代の政治といふものは、聰明にして活動ずきな男子達が寄つてたかつてデッチ上げた厄介物の殿堂である。こゝに凡ゆる僞りと、爭ひと、賊さと、惡事と、打ちこはしとが錯綜してゐる。この醜惡なる男性政治の打開のために、男性ばかりの普選を案出したのは丁度めくらの手びきとして俄かめくらを呼んで來たのも同樣であつて、少くともこれに依つて政治を更始一新しようとするのは無謀千萬であつた。

果せるかな第一回の普選による總選擧においては、當選者の殆ど全部が、法網をくゞつた選擧戰をこゝろみて辛うじて當選すると云つた醜態を演じた。去る特別議會でも、今度の議會でも、何等普選議會らしい新味と眞劍さが見られないのはもとより當然である。

× ×

地方自治體の腐敗、中央政界の混亂、今日の如きはまれである。この時に方つて全然政界への新手として婦人を迎へることは男ばかりの寄合世帶へ、敏腕な家政婦人を迎へるやうな思ひがする。ほかのことでは大底もたゞならぬ朝野の政黨が婦人公民權の問題だけには期せずして、意見が一致して先きを競つてその提案者たる名譽を獲得しようと爭つてゐる有樣は、噓から出たまことにもせよ近ごろ殊勝なる事である。この政界への新手たる婦人の參加なしには、政界の淨化は到底望まれない事だといつて差支ない。

婦人參政の問題は、我國においてこそ新らしくとも、世界的には古い問題にすぎない。

アメリカで、今日からざつと十年も前に婦人參政權運動が成功した曉に「もう世界では廿四ケ國で婦人參政權を認めてゐる」と婦人連が口惜しがつた位である。

我國の現狀は、ひとり政界の革新ばかりでなく色々な社會施設において婦人の出動を必要とするものが極めて多い。物議の種となつてゐる公娼、私娼の問題、婦人勞働の問題、未成年者の禁酒禁煙、託兒所の設備等等の諸問題から始めて、家庭及び社會生活における消費の節約、子女敎育機關の完成、衞生保健の施設等何をおいても、我等大衆の生活を淸く明るくするための實際的活動が大に必要である。今日までも地道に眞に建設的な仕事をやりとげて來たけなげな婦人が少くない所を見れば、今後はます／＼それ等の尊貴な婦人の力に依つて社會淨化の仕事がなしとげられる可能性が多分に存在してゐる。

たゞ婦人公民權案がかくも人氣を一身に集めてゐる間において、これがために上下兩院の間に板ばさみに合ひかゝつて四苦八苦してゐる政府當局者の苦衷は、大眞面目のなかの悲慘なる喜劇である。（石井）

文化學院

生徒募集（規則書は御申込次第贈呈）

女學部　第一學年三十名募集、申込と同時に面談の上入學決定。小學卒業の女子が入學して四ケ年で卒業します。高等女學校の課程に準じて居りますが語學は英佛兩國語あり文學美術に力を用ひますから藝術的傾向あるものゝ入學に適します。

本科　第一學年三十名募集、申込順入學決定　本校女學部卒業生及び一般高等女學校卒業生を入學せしめ修業年限は三ケ年とし昭和三年度よりは女子のみを入學せしめてゐます。英佛兩國語の學習に力を用ひ現今の日本の女子に程度の高い敎養を與へ、學問、藝術によつて人格の修養と高い趣味とを得せしめんとします。たゞに敎養のみならず文藝作家たらんとする女子にも適します。

美術科　第一學年三十名募集、四月初旬繪畫實技試驗の上決定。修業年限は三ケ年とし中等學校卒業程度の男女子を入學せしめます。洋畫を主としたる美術學校ですが人間を作るために各學科と英佛語の科目があり、實技の指導者は皆二科會々員の諸先生です。

東京神田駿河臺　電話神田三二三九

生徒募集

▼組織　文部大臣認定五年中學校

▼特色　○生徒數を一級四十名全校二百名の少定員にし個性尊重の行屆いた敎育を行ふ
○理想　信念　實行力ある人物の敎育
○校長敎員生徒に伍し身を以て指導す
○空氣淸淨、日光潤澤、閑靜にして周圍に誘惑なき理想的校地
○學校構内居住の校長監督の家庭的寄宿舍あり

▼募集人員　一年　四十名

▼出願期限　三月五日　▼入學考査　三月七日

○規則書ハ本校へ申出ノ事

東京市外府中町（省電國分寺驛 京王電車府中 下車）

財團法人 **明星中學校**　電話府中一三一番

校長 兒玉九十

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

戰線だより

今議會と二十五歳禁酒法

守屋東

第五十二議會に、廿五歳禁酒法を提げて起つた山口政二代議士は、時機尚早だといふ反對說に答へて「昭和の青年は必ず此れをやりぬくことを確信する」といつた。その時である、兵庫縣志染村の青年達が、村の松森醫師の夫人まさ子姉の熱心な指導によつて「廿五歳以下禁酒禁煙部落」を創つたのは。

好い事は、たちまち波及する。同縣下揖保川の上流から下流へかけて沿岸の村々が、次から〳〵へと「廿五歳以下禁酒禁煙」を斷行し、その數、十ケ村を數へるに到つてゐるといふ。

北海道に、岩手に、山形に、福島に、群馬に、神奈川に、三重に、滋賀に、岡山に、高知に、廣島に、鹿兒島に…と、この運動は擴がつていつた。そして今、全國には、さうした「廿五歳以下禁酒村」が四十を算し、更に更に全住民絕對禁酒の村さへ、六ケ村を數ふるに到つてゐる。

年若き村の娘が「酒飲む男子には嫁がない」と申合せる拒婚同盟の運動も、群馬に、岩手に、山形に、神奈川に、長野に…と伸びてゆきつゝある。

つい最近の長野縣會は「自動車運轉手禁酒法」を出すやう全會一致で決議した。高速度の要求される近代生活が、アルコール麻痺による前時代的な陶醉を許さなくなつて來た一證左。青年勞働者は禁酒して自衞の途を立てやうとつとめる。

汽船の乘組員が擧つて禁酒する、禁酒船の出現は、昨夏以來、もう四隻に及んだ。石炭山の坑夫が、一山何千人と禁酒して、會を組織してゐる。紡績工場で雇傭條件に「禁酒であること」を挿入するものが現れた。軍隊が酒保から酒を除り、禁酒主義の教育で固めることを初めた。井上中將によつて先鞭をつけた仙臺第二師團は、禁酒主義採用以來、犯罪事故が半減し、新たに花柳病にかゝるものが絕無になつたといふ。第一師團も、隊々によつて多少違ふが、大體禁酒に傾いて來てゐる。廣島にも、小倉にも、奈良にも、岐阜にも、無酒酒保(この名稱のいかに過渡的なることよ)があり、禁酒中隊がある。

學生の間には、社會問題としての排酒事業を、自分たちの使命として立たうとする日本學生排酒聯盟が起り、全國の官公私男女大學、高等專門學校四十八に、その設立を見るに到つてゐる。

聖上陛下が、嚴正な禁酒禁煙の御實行家であらるゝことを洩れ承つて御大典を記念に、どんなにか澤山の人々が、個人的に又は團體的に禁酒を斷行した。それを何よりの記念事業とした、禁酒村も、禁酒工場も、禁酒汽船も、御大典記念と銘うつものが、少なくない。

去年の九月から年末までに、全國で新設された禁酒團體三百、これを在來のものに加へて、全國禁酒會の總數は裕に一千二百を超えてゐる。禁酒、禁酒、禁酒と…、新聞が大きな活字で書くやうになつて、禁酒は、まさに「常識」となつた觀がある。

社會の觀念が、さうなつたとき、社會の要求が「酒が無くなつて欲しい」となつたとき、これに反する行爲や施設は疑ひもなく反社會的であり、反社會的な行爲なり施設なりを支持するものに「國法」があるならそれは改めらるべきだ。いかにも「營業の自由」は法の保障するところであらうが、その營業の無制限的な存在が、既に社會の望まざるところのものとなつたとき、それは當然「法」の制遏を甘受しなければならない。

強大な資本を根據に、執拗な慣習を背景とし、世紀末的な官能を機緣とする酒類營業──酒造會社、酒場カフユーの類は、あんまり永い間無制限の發達をとげて來た。

湯屋さへ何町に一軒といふ制限のある世の中に、カフエーが軒並み作られてゆく。年齢に制限なく客を迎え酒を飲ませる。

修業盛りの若者が、學生も、店員も、職工も、軍人も、まだ發育の途上にある大切な身心を、さうした場所で、臺なしにする。アルコールの人體細胞に作用する力は、年齢の大小によつて、もとより假借するところはないが、發育の途中の者の蒙る害毒は一層劇甚、と專門醫家が云つてゐる。そうして、日本人の發育期間は、廿五六才までであるとせられてゐる。即ち、廿五才禁酒法が生理學的にも主張せられる所以だ。

單にそればかりではない、統計の示すところ、酒にしたしみ飲酒の習慣を得ることの最も多いのは、十七八から廿三四歳である。この時飲み覺えて、惡いと知りつゝ、一生涯酒のとりことなり終る。「贊成だが實際問題としては」など頭をかいて神聖な議院内からさへ、酒をとり得ないでゐる見つともなさも、畢竟は、社會的暗示にかゝつて何んの氣なしに初めた若い頃の習慣が固定して一生を支配してゐるのにすぎぬ。

一旦附いた習慣を除去しようとすることの困難さを思ふにつけても、「習慣をつけない」ことが、如何に賢策なるかゞ知れる。即ち廿五才禁酒法は、この最も大事な習慣の始期に於いて誤ることなからしめやうと外から保護し協力する爲めの法に外ならぬ。

子供が成長する、母親の手を離れて巣立つてゆく、華やかな色どり美しい酒賣り店がある、若ものがその扉の外に行つたとき、中からのいざなひを拒んで其處を通りぬけさせるものは、教育でも、宗教でも、道德でもあるだらう。然し法の力が、そこに共同することは、最も適切で有效で、必要だ。

× × ×

母の願ひが、子供を思ふ親の心が法律となつて、國の世嗣の青少年の身と心を保護する、それがこの廿五歳禁酒法である。

ミセス・キャットの婦選運動史に書いてある一つの事實──酒屋が醵金して組織的、婦選反對運動を行つたといふ。婦人は子供とゝもに酒の被害者だ。「ドライ・ムーヴメント」は女や子供の涙を乾かす運動だ──と云はれて來た。その女に參政權を持たせては、商賣が立ち行かなくなると考へた米國の酒屋の觀測は、正しかつた。

禁酒の法律を、酒を飲んでゐる議會で通しきることは、そこに餘程の困難がある、けれど、「廿五歳」となると、少し話が違ふ「自分は飲んでゐても子供には飲ませたくないと思ふのは人情である、こゝに廿五歳禁酒法の可能性がある。

もとより、眞によく禁酒法を通し得るものは、杯を持たぬ手によつて投ぜられる一票でなければならぬ、婦選こそは完全な禁酒を産むであらう。けれど、輿論を導いて禁酒憲法を勝得た婦人の實力が、半年の後婦選憲法の獲得となつた米國の經驗は現に一票を持たぬ私どもを、更に更に勵ます、いま一萬二千軒の酒造家が結束して、廿五歳禁酒法阻止の潜行運動に奔命してゐるとき、これに抗し「子供を護る爲めに」起つものは、婦人でなければなるまい、婦人の輿論の聲の高さに聞いて、男子議員による議會が、廿五歳禁酒法を通すであらう。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

市政と婦選

久布白落實

一

東京市長第六代、後藤新平氏の時代であつた、やはり東京市會の市會議員の改選があつた當時東京在住已に六年であつた自分は少からず愛郷心に動かされ、當時の所謂候補者なる人々の顔振れを見守つた。

其時、國民新聞であつたと思ふ。一日二百餘名の候補者を、其職業別で發表した事が有つた。自分は懇ろに出一々を見た。其時著しく自分の目をひいたものは、この選り抜きとも云ふ可き、二百名の人々中、貸座敷業、待合、料理屋、藝妓置屋、酒屋等の職業が十數ケに登つた事であつた。非常に東京住民の一人として二百萬中選抜せる僅々二百名の内にこの種の營業者を見る事を驚いた自分は數日間其事が心に往來して默止する事が出來なかつた。終ひに一日同窓の友竹中女史にこの事を語り、朝日の紙上に其意見を三日に渡り發表した事があつた、

二

年變り星移つて今日に到り、我等は再び市會議員の選擧に遭遇して居る、我等は又此等に八十四名の人を選み出さねばならぬ、特にこの度は其中の二十五名までも收監の汚名を蒙つて居る際である、東京市民としてこの度の選擧を無關心で過すことは出來ぬ、大正十一年より僅かに七年、今日は幸に婦人界に於ける異常な發展を見て居る、市會革正の爲めに已に幾多の團體は立ち上つた、ことにこの度の改選に當つて我が婦選獲得同盟は、逸早く其對策として三ケ條の決議を發表した、然してこの決議を提げて市政革正協議會と提携し、又各婦人團體と共同戰線を張りことに去る一月十九日には市會議員選擧對策協議會を、大阪ビルディングに開き、其席上對市議選擧婦人委員會を組織し、市川房枝女史を委員長とし、當日出席の會員及び諸團體の有志三十餘名を委員として、着々其運動に着手して居る。

三

一般に對し、棄權防止、ポスター其他の取締等に注意する一方、三ケの決議を掲げて、選出市議の品質に關し、特に力を灑いで居る、第二回に開かれし二十六日の委員會に於ては該委員會は、この三ケの決議中に在る、貸座敷業者、待合、料理屋、藝妓置屋のみならず酒店をも正當の業者と認めざるの決議を爲すに到つた自分は當日他に約束のため出席し得なかつた。然し一般婦人の團體の意向が、この點まで進み來つた事は實に慶賀に堪へない。

四

該委員の一人河崎女史は、最近牛込區會の選擧に對する決議を知る可く、同區の渡邊民平氏を訪問された其結果は、同區の發表せし、選擧のポスター、演說等に關する決議は今や東京市内の各町會に送られ各區に渡る七百七十餘町の町會は今やこれを採用すべく動きつゝあるとの事である。

一方婦人公民權に關しては、政府の二の足に對して、與黨、野黨いづれも其勢すさまじく、如何にしても通過せしめずしては止まぬ形勢を示しつゝある今日、我等婦人の間に於て、其實地問題たる、市會に對し、ことにこの度の市議改選に際して、この如く正々堂々の陣を張り、旗幟を鮮明にして進み得ることは、非常な喜びと云はねばならぬ、三月三日の市議改選の日まで、我等の戰ひは公民としての一つの實地試驗である自ら七年前の市議改選の當時を省みて、轉た隔世の感を抱くと共に、今日にまで進み來りし婦人團體の歩みが、更に刻々堅實に進展し行かんことを祈つてやまざるものである。

昭和四年一月卅日稿

同盟への參加
婦選の「購讀」
—奮つて申込まれよ—

マルジヨー
祈婦選成就

●日本で唯一の帝國發明協會表彰權威あるお醤油●

(釀)最上醤油
(釀)甘露醤油

之れは日本一のおいしいお醤油でありまして何れのお料理にも好適の優良品であります。之れは世界一美味濃厚の特製品でありましてかけ醤油つけ醤油としてなくてならぬ最適品であります。

釀造元 日本釀造工業株式會社

東京市小石川區表町
日本釀造工業株式會社
電話小石川 一〇一六番 二二九四番

三越、白木、松屋、松坂屋、菊屋、龜屋、府公設市場其他有名食料品店にあります。本社へ御電話下されば市の内外を問はず直ちに無料で御届け申ます。

無料配達

定價
(釀)最上醤油（一升壜入 金七十錢 / 九升樽入 金五圓三十錢）
(釀)甘露醤油（四合壜入 金五十五錢 / 一升壜入 金一圓）

●日本唯一の日米特許の理想的完全のお醤油●

理想的月經手當法

吉岡彌生先生 竹内茂代先生 御推奨

レデーメンとレデータイ

レデーメンは最新の科學的發明品で液體を吸收して悉く絶體に漏出の不可能なる粉末狀に變化します。吸收力は脱脂綿の十倍以上、耐久時間一晝夜以上で常に半乾狀態を保ち消毒と同時に完全に臭氣を消し、衛生上、實用上、經濟上、理想的の新品であります

レデータイはレデーメン使用に最も適當なる月經帶で、ゴム製品より遙に衛生的で且使用氣持よく洗濯も自由であります

定價 レデーメン拾枚入 三ケ月用七十錢 レデータイ三十五錢 地方送料十二錢 レデーメン十枚入六個以上は送料無料

東京本郷眞砂町三六
發賣元 共成社
振替東京六六四六〇番
電話小石川四八四三番

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

長篇小説

或る母

乾まどか

さし畫　森鑛子

第二回　求職

一、

百合子の母――結城聰子の過去は年月からいへば短く、出來事からいへば簡單だつた。聰子の家は、北海道にあつた。非常に贅澤で有福だとはいへない迄も、相當の資産家で、美しくて氣持のいゝ果樹園などもなりあつた。聰子は優しく美しい婦人であつた。しかも教育に富んだ優しい人だつた。此兩親の一粒種であつた彼女は、何一つ不自由といふ事を知らず、唯限りない愛に浸つて生長して來た。

しかもこの美しい快活な少女の曇りない生活に最初の痛みを與へたものは、母の死であつた。聰子はその時十六だつた。暫く彼女は氣抜けしたものゝ如くに泣いてばかり暮した併しどんな心の痛手をも痕なく癒やすのは若さである。彼女の頬にはいつか又紅味がさし初めた。希望も憧憬も戻つて來た。

が、間もなく又別の不幸が訪れた

聰子の父は、大戰後の好景氣にのつてつい事業の手を擴げ、その結果は、一朝にして致命的な破産に陷つた。この事は同時に彼の健康をも根本的に破壞した。これを知つた彼はせめて聰子だけはと願つた。そして已にこの時、女學校を了へてある人を愛しその人からも愛せられてゐる彼女であつた事は父を如何に喜ばせたらう。

札幌大學の少壯教授であつた結城驛がこの黑耀石の瞳の少女に引きつけられ、聰子の心の奥に愛の火を點じた人であつた。アカシアの花さく日、結婚式は擧げられた。そしてその夏の半ばに父は死んだ。恐らく曾てはその獨り子に、もつと耀しい未來を空想した事もあつたであらう

彼は、喜んで、富んではゐないが勤勉な青年の手に娘の手を握り合させたのだつた。聰子の未來は獨身の困難と、貧窮の危險から完全に保障されたものと安心してこの優しい父は最後の息を靜かに引取つたのだつた

二、

聰子の生涯には二度迄も大きな悲しみが訪れた。併し今や彼女は妻であつた。そして續いて彼女は母であつた。變つた愛が彼女の悲しみを十二分に柔げてくれた。故郷を後に、人手に渡つた果樹園にも別れをつげて、彼女は夫に從つて東京に移つたそしてやがてその小さい櫻貝の樣な可愛いゝ愛の巣の中から銀鈴のやうな女の子の聲が鳴り響く樣になつた

家の女の喜びと勤めの中に四年の月日が流れた。

驛は全く勤勉であつた。彼は愛する妻に彼女が生れてこの方馴れて來てゐる贅澤もさせてやつたし、その上少しは明日の用意もしてゆく事が出來た。勿論その明日は極めて近い明日で、遠い將來の事については、若くて健康な彼は、全く明るく考へてゐた。

所が不幸はひどく足早やにやつて來た。感冒でたほれた彼は、やがて病院に運ばれ、半年以上を病床に暮した末にさつさと死んで行つた。驛の死と共に聰子の家庭の女としての幸福が終つた許でなく彼女の物質的生活の礎もすぐゆるぎ出した。

結婚は彼女に永久の幸福を約束してはくれなかつたのだ。この年月外から彼女を愛し保護してくれた筈のものは、今已に彼女を裏切り離れた勿論彼女の出あつた運命は決して例外的のものではなく、平凡な、世間にいやといふ程ある出來事だつた。

そして彼女の未來は彼女の生死であると共に彼女の一人子の生死でもあるのだつた。

物質的に彼女はもう何程も持つてゐなかつた。病院の拂、葬式の費用それらを濟ますには多少の借金も入用だつた。家財を手放してそれで償つた。殘りは二百圓餘りの現金と、身のまはりの衣服、金目な寶石などはもう夫に息の在る間に全て金に代へられてゐた。

三、

新居の朝が白々と明けて來る頃、近所のねぢのゆるんだポンプの音を聞き乍ら、聰子は、考へるともなしに短い過去を追ふてゐた。

百合子はそれでも昨夜ぬるくなつたそばのかけをたべると滿足して母に抱かれたまゝ、流石子供の案外安らかな眠りにおちた樣子であつた。今朝もまだ靜かな寢息をたて乍ら母の腕に長いまつ毛を伏せて眠つてゐるのだつた。

『あなたの爲に、それから私のために、母さまは働いてよ。力の限……
……』

彼女は娘の額にくちつけた。そして床を拔け出した。

百合子が眠りたりて起き出して來た時は、アルミの御飯むしは、ぶく〳〵と泡をふいて、小さな瀬戸引鍋には、百合子の好物の小蕪の味噌汁がいゝ匂ひをたてゝゐた。

午前十時頃、聰子はもう町へ出かけて行つた。

何か的があるらしく、或は何かの不安が後から彼女を押しのめす樣に彼女は氣忙しない歩み方で、神田の大通りから一橋の方へ入つて行つた

やがて一軒の格子戸の前に彼女は立つた。標札は大岡とばかり書かれたしもたやであつたが、その家の角には白ペンキに藍の字で大きく男女職業紹介所と書いてあつた。

聰子が格子戸の引手に手をかけやうとした時、中から戸はあいて、二人の女が出て來た。飾落れた錦紗の羽織を着た卅位の女と、洗ひざらした銘仙姿の二十ばかりの女だつた。

『あゝあ、』

若い女ははき出す樣に、端に人のゐるのも忘れた樣な調子だつた。

『悲觀しないがいゝわ。何か他を探したら』

『だつてあなた位何でも出來ればねえ……』

二人は聰子には目もくれず行き過ぎた。

あの人たちも職を探してゐる……しかも一人は滿足らしい顏で、一人は涙ぐんで……十五分もたつたら私もそのどちらかに決るのだわ……

『御免下さい。』

彼女は土間に足を入れると、少しふるへた、然し落ちつきのある聲で案内を乞ふた。

（續く）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

こだま

▼私は昨夜皆様方の演説を終りまで喜んでそして感激を以てお聞き致しました者で御座います。英學塾の生徒でございますが以前からさうした運動に興味をもつて居りましたが詳しい事は少しも分らせる時もございませんでした。昨夜は豫期以上の熱を以て拜聽出來ました。どうして聽衆がわれる程來なかつたかゞ不思議です。政治の事が解りたいにも解らせるすべを知らなかつた私も、やつとその道を見出しました。會員にならせて下さいませ。「會員になつたからといつて、毎日外に出て働く事はいらない、會費さへ拂込んで會の働きを注意して居ればいゝ。」といふお言葉を考へて決心いたしました。自分は學生ですから、自分の學問を懸命にいたします。その傍ら私達女性の爲に根かぎり働いて下さる皆様方を感謝や理解の眼を以て見つめ、そして政治といふものについての智識を授けていたゞきたいと思ひます(せつ子)

▼前略婦選私にもお數へ下さいませ。一月號がまだございましたら一月號からお願ひいたします。何卒先生方御身御大切に遊ばしませ(宮城三浦美代子)

▼婦人公民權獲得だけでも待ち遠いことでございます。いやが上にも御奮闘下さいませ(長野市　原山芳ぎく)

▼本日婦選請願デーに當りまして心から感謝する次第です。私は某新聞で今日ある事を知り早速上野の山に馳けつけ署名した一人です。獲得の一日も早からん事を切に望んで止まぬ次第です。市川、金子、鹽原各委員の奮闘を祈る。婦選の力に依て市政淨化に努力されるように望む　(神田　長谷川)

▼世の婦女よ叫べ！神の示せる平等、自由を想へ、廿才以上の男兒に權利を與へよと絶叫する私が婦選を望むこと又切である。(大西錦陽)

▼私は毎月たのしみにして「婦選」を拜見して居るものでございます。誠に勝手なお願ひですが、未だ婦選に對して充分の正しい理解をもつ事の出來ない私共の爲に、せめて一頁をわけて頂く事は出來ないものでございませうか。そして私共の疑問に對する御答や意見に對する御批評や或は編輯に對する私共の希望やさういつたものを設けて戴きたいと存じます。大變失禮なお願ひですが、「婦選」を唯一のものに思つて毎月待つて居る者等の言葉としてもしか聞いて戴ければ、嬉しうございます。(信州一愛讀者)

婦選を讀んで　婦選時代に備えよ

新作婦選ぶし

◇政府あたりがグツ〳〵と婦人の公民權問題なんかをこねまはしてるもどかしさに、そんじよそこらの通なお方達がこしらへあげた婦選節、チト御披露におよびませうか。

◇國政は、男ばかりぢや丸くはゆかぬ、婦人の參政アノ急がねばヨイショ、義理も人情もヨッコラわかりやせぬ、岩戸マタ、神樂の昔より、チョイ〳〵チョイヤナ、チョイ〳〵。

◇望月さん、普通選擧ぢやまだ片手落、早く婦選にアノせにやならぬヨイショ、人情大臣ヨッコラほんとなら、せめてマタ、公民權なと通しやんせ、チョイ〳〵チョイヤナ、チョイ〳〵。

◇婦人運動家ともあらうものがふざけて居る、といつては野暮ださうです。政治は、敎育つてなものは、決してしかつめらしいことばかりが手段ではない、政治は臺所からといふなら女中さんや女工さんにいたるまでのみ込ませる、それにはかうした鴨綠江ぶしでなんか行く…とあります

內務書記官　坂千秋著

比選と婦選

最新刊

四六判上製
定價金壹圓
送料十八錢

比例代表!!　それは國民の意志を如實に國會に反映せしむる選擧方法である。國會は國民總意の反映であらねばならぬ。比例代表を採用せよ！

婦人參政權!!　國民の半數は女性だ。半數を政治圈外に放置して何の國民の總意だ。婦選をモダンガールの空論とのみ嘲笑する勿れ！

比選と婦選、この二つこそ政界淨化の捷徑であり、時代は將に此く動きつゝある。先覺者を以て自任する人々よ。本書について其の本質と內容を精査探究せよ。

◇目　次◇

比選問答
○比選の根本要求
○比選の流行時代
○比選方法の理想的分類
○ヘーヤ法
○獨逸流
○ドント式又は白耳義式
○比選の將來は如何
婦選問答
○婦選の趨勢
○婦選の起源
○婦選の賛否兩論
○婦選には制限選擧
○婦選と公民權
○婦選の實質的根據
○英國の婦選運動員
附　錄
○比例代表及婦人參政權法私案

帝國地方行政學會　東京京橋加賀町　振替東京十三番
大賣捌　東京銀座　東海堂

ボツピーおしめ

▽下着兼用
▽防水完全
新案登錄一一二二一二
定價(送料共)　大二、〇〇　中一、八〇　小一、六〇

東京、麹町、四の五
婦選獲得同盟代理部

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

編輯餘錄

なにがさて今期議會のまつ最中です。婦人參政權、婦人公民權、結社權とどんな運命になるか、婦選運動は議會を目がけて勢ひ込んでゐた矢先、突如として婦人公民權が非常な確實性を以て議會の中心問題となつて來ました。

そこで、市議改選を控えて、對市會選擧の特輯號を企てゝ已に原稿の一部を印刷所に廻してゐたのを、俄に變更して、婦人公民權獲得號としてこゝに對市議選擧と併せて婦人公民權の問題を擧げることになりました。從つてお手許に届くのが遅れましたが、然し、それだけ、最も生氣に充ちた運動の現狀を知つて頂けませう。

ー議會には開會中は毎日鹽原靜氏が張り込んでゐます。事務所も毎日息をもつかぬ忙しさの中に一同元氣横溢。

目も廻るやうな多事多端の中から急に市川氏に代つて金子幹事が事務所の仕事着をオーバに取り代へて東京驛に馳けつける(一月五日朝)行く先は靜岡の婦選演説會續いて名古屋に市川理事と落ち合ふ。——婦選演説會へ。そして今日二月七日の婦人公民權上程には、二人共ちやんと歸京して議會に出張、今日の議會傍聽席は多數の婦人で埋められてゐます。その盛觀を想像しながら、私は、この印刷所の二階に校了を急いでゐます。

本號に收むるところの諸新聞の婦人公民權に就ての論説は非常に興味あるもの又、會員、誌友諸氏擧ぐるところの理想的市會議員も時期に應じて興味あるもの。讀者諸氏よ刮目して次號を待つて下さい。

清く正しい
東京市會選擧を行はせるための
實行運動を援けて
五十錢袋の資金募集に御助力下さい

産婦人科
小兒科
隨時入院の需めに應ず
診察 毎日
宅診午前 往診午後
院長 吉岡彌生
副院長 吉岡房子
東京市牛込區下宮比町四
東京至誠病院
電話牛込三五五

産科
婦人科
小兒科
宅診午前 往診午後
隨時入院の需めに應ず
四谷區三光町一
樹德堂
井出醫院
電話四谷一四六〇番
院長 竹內茂代

春向帯側陳列
染に織に又模樣に幾多の新味を現しました三越獨特の春向帯側類を各種豐富に取揃へまして陳列いたします

三越の雛人形陳列

二月一日より四階西舘にて開催いたします

年中行事の一つとして御好評の雛人形の陳列會を開催いたします。本年は特に優美な内裏樣を初め、其他變り雛、お道具類一式を澤山取揃へ賑々しく陳列致します。何卒御用命の程偏に願ひ上げます

東京市 三越 日本橋

本誌定價
一部五錢(郵税 二錢)
一ヶ年五十錢(郵税共)

昭和四年一月廿九日印刷納本
昭和四年二月一日發行

編輯印刷兼發行人 市川房枝
印刷所 研文社印刷所 芝區南佐久間町一丁目一番地
發行所 婦選獲得同盟 東京市麹町區四丁目五番地 電話九段一七一九番 振替東京七〇三八三番

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA